

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成27年12月16日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○井神議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、13番、福山晴美議員、11番、吉本勸曜議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、10番、田畑昭二議員、16番、尾和弘一議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、総括方式で一般質問をします。

まず、18歳選挙権についてお尋ねします。

6月17日に参院本会議で、公職選挙法改正案が全員一致で可決成立しました。選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、明年の参議院議員選挙から18歳以上の国民が投票できるようになります。選挙権年齢の引き下げが実現すれば、昭和20年に25歳以上から20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりの改革となります。

世界の9割以上の国において、18歳以上に選挙権が認められており、そのうち16歳、17歳以上の選挙権が認められている国もあります。日本がようやく世界的な標準に近づいたと言われています。

18歳選挙権については、文部科学省から「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」が公表され、高校生に副教材として配布されました。高校3年生は、授業の中で模擬選挙、模擬投票などを経験し、学ぶこととなります。しかし、学校教育の場で学べない子もいます。これからの社会を担う子供世代が、より社会に関心を持ち、参加していく機運を高める取り組みを私たち大人がすべきではないでしょうか。

そこで、来年予定されている参議院議員選挙が初となる対象者への広報・啓発を

どのようにされるのか、市のお考えをお聞きします。

2点目は、主権者教育についてです。

2008年の福田康夫内閣の教育再生懇談会の委員で主権者教育のワーキンググループのメンバーであった篠原文也氏は、主権者教育とは、選挙教育や政治教育だけを指すものではない。主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うという教育基本法にのっとり、公共の精神をいかに育てるかが主権者教育の最大の眼目なのであるとし、若者に政治への関心を持たせるには、義務教育からしっかり主権者教育を施す必要がある。成人になってから、いきなり投票へととっても遅いと指摘しています。

東京都品川区では、小中一貫高の中で、従来の道徳や特別活動、総合学習を統合した市民科という教科で、広い視野で自分と社会とのかかわりを学んでいます。品川区の情報紙をもとに、身近な区政の問題について子供たち同士で議論し、また、消費者や経営者の立場になって、お金の流れを学ぶ経済体験学習などを実施しています。

神奈川県では、よりよい社会の実現に向けて、規範意識を持ち、社会や経済の仕組みを理解するために必要な知識や技能を身につけ、社会人として望ましい社会を維持・運営していく力を養うため、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するとし、平成19年からシチズンシップ教育を小中学校でも社会科や特別活動の分野で推進しています。

シチズンシップ教育とは、簡単に言えば、市民一人一人が社会参加をしていくために必要な能力を身につけるための教育です。

神奈川県では、シチズンシップ教育の視点を導入して、小学校では第5学年の特別活動において、児童会選挙をしようと題材を設定し、小学生が人を選ぶことは難しく、人気投票になりがちであるが、児童にしっかりと選挙の仕方や意義を理解させ、正しい選挙を行う力をつけさせることが大切である。それが児童会活動を自発的・自主的な活動にする第一歩であり、児童に市民性を養う第一歩だと考えると、題材設定をして取り組んでいます。

中学校では第3学年の社会科において「地域を向上させる条例を制定しよう」では、1つ、地方自治の基本的な考え方について理解することができるようにする。2つ、地方公共団体の政治の仕組みについて理解するとともに、住民の権利や義務を意識し、地方自治の発展に寄与する住民としての自治意識を持つことができるようにすると目標に置き、民主主義の発展と充実を担う一員としての責任感を身につ

けさせることができるように取り組んでいます。

また、公民的分野では、教科書をもとに進める学習ではなく、1つのテーマを追求した学習を行うことが、生徒にみずから考えようとする態度を育てる上で有効であるとし、小選挙区比例代表並列性をテーマに取り上げ、選挙制度の工夫点にみずから気づき、選挙への興味を持たせ、新聞を読むことを習慣化したり、投票することを意識化することを狙いとしています。

授業の生徒の感想文では、これまで選挙というのがよくわからなかったけれど、実際に自分たちでやってみたら仕組みがわかった。政党ごとにやりたいことが違うんだなとわかった気がする。ドント方式をよく覚えて、やっぱりこの授業はやってよかったと思うと寄せています。

神奈川県では、シチズンシップ教育の視点を通し、小中学校の年齢から積極的に社会参加するための能力と態度を育成しています。

18歳選挙権が始まりますが、岩出市において選挙に対する意識の醸成がなされているかが心配です。そのことが低投票率の低下につながらないかと危惧します。

投票率については年々低下し、2014年、衆議院議員選挙においては、過去最低の52.66%で、前回よりも6.6ポイント減でした。年代別で見ると、20歳代が33.37%で、30代が43.78%と、いずれの選挙でも、他の年代と比べて、若い世代の投票率が低い水準にとどまっています。18歳以上に選挙権を引き下げれば、さらに投票率が下がる可能性も否定できません。主権者教育は、喫緊の課題であります。

義務教育の段階で主権者教育を実施し、確かな考えを持つ子供に育てることは、遠いようであっても確実ではないでしょうか。義務教育の中で主体的に社会に参画する態度を身につけさせる主権者教育の実施が必要と考えますが、お考えをお聞きします。

次に、18歳選挙権の3点目は、岩出市の児童会選挙、生徒会選挙の現状について、お聞きします。

卒業式に出席させていただきますが、生徒が運営する場面もあり、生徒会活動の活発な様子うかがえますが、役員選挙についての立候補希望者や投票に關しての現状はいかがでしょうか、お聞きします。

2点目は、高齢者向け肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてです。

日本人の死因第3位で、高齢者の死亡率が高い肺炎の予防を目的に、昨年10月から成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化が始まりました。対象者については、5年間の経過措置として、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間は、各当該

年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者について対象とし、岩出市も対象者にはがきで通知し、3,000円の自己負担に加え、市が助成をしています。

3月27日付の新聞報道で、「肺炎球菌ワクチン定期接種率に開き」の見出しで、全国の政令市、県庁所在地、東京都区部で、2月中旬に行われた調査の結果が載りました。対象の住民数に対して、昨年10月から12月、前半3カ月ですが、に定期接種を受けた人の割合を接種率として調査したものです。報道では、和歌山市は自己負担3,000円で、接種率は29.9%でした。40%を超える長野市がありましたが、10%台の自治体もありました。岩出市については掲載がありません。この調査は対象ではなかったと思いますが、平成26年度において、接種率はどのような結果で、近隣自治体と比べるとどうだったのでしょうか。

次に、ことしは友人が胸の異変に気づき検査をすると、乳がんが見つかり、手術を受けています。彼女は、自分は体系的にがんにかからないだろうと思って検診を受けていなかったと言いました。また、ことし、がんで知人を亡くしています。がんが身近に感じた年でした。

保健推進課では、がん検診において受診啓発活動の1つとして、コール・リコールを行っています。ことし10月に、私も再勧奨のはがきをいただきました。私は、昨年、半日ドックを受け、精密検査が必要な項目もあり、ことし1月、再検査をしましたので、通知をいただきましたが、来年、平成28年度にがん検診を受けようと思いました。コール・リコールを実施している大阪府池田市は、その成果が大きいと報じていますが、岩出市において、コール・リコールの効果はどのように出ていますか。

次に、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化の制度は複雑であり、対象者に対して十分な周知が必要であります。対象者が高齢ということもあり、より丁寧にきめ細やかな対応が望まれます。

先ほど言わしていただきましたが、がん検診では、米国疾病管理センターによれば、個別受診勧奨、再勧奨、コール・リコールは、各がん検診において効果が確認されていますと発表されています。コール・リコールが受診率に影響があるとするなら、がん検診と同様に、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者で、未接種者に対して、再度の個別通知で接種期限を知らせるなど、より丁寧にきめ細やかな対応が必要ではないかと考えます。肺炎球菌ワクチンの接種は、2018年度まで1回だけ受けられるからです。

島根県出雲市ですが、12月末までに戻ってきた予診表が約30%と少なかったため、未接種者に再通知を送ったことで、平成27年3月末時点で最終的な接種率は49.9%に達したそうです。

先ほどの新聞記事についてですが、次のようにも述べられています。周知方法の違いも接種率の差につながったようだ。また、呼吸器感染症に詳しい国立病院機構東京病院の永井英明外来診療部長は、全体的に接種率が低い。肺炎を予防し、その結果、医療費も減らせるとの判断で始められた定期接種なのに、残念だ。自己負担額を含め、高齢者が接種しやすいよう工夫してほしいとコメントをしていました。

市は、今後、忘れていないかと未接種者に対する再度の個別通知等の対応について、お考えをお聞きします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の1番目の2点目、小中学生への主権者教育について、お答えします。

主権者教育については、現在、学習指導要領に基づき、小中学校において、社会科はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等において、話し合いなどを通じて考えをまとめ、みずからが適切な判断ができるよう、子供たちの発達段階に応じて、憲法や選挙、地方自治、政治参加に関する教育が行われています。

具体的には、小学校では日本国憲法の基本的な考え方、中学校では国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義などについての学習が行われています。

また、本市では、『せんきょの大切さを知ろう』をテーマに、「出張！県政おはなし講座」を招き、平成26年に岩出市小学校、平成27年には中央小学校で6年生を対象に選挙についての講義、クイズや模擬投票を行うなどの取り組みをしています。今回、公職選挙法が改正されたことを機に、義務教育段階からもさまざまな活動や場面を通して、これまで以上に主権者教育を推進していくことが重要であると考えております。

続いて、3点目の児童会選挙、生徒会選挙についてお答えします。

児童会・生徒会の選挙については、小学校では、各学期に実施している学校が2校、年に2回実施している学校が4校あり、1校を除き、学級委員など児童たちで構成する選挙管理委員会の主導で、教職員立ち会いのもと、立候補者の受け付けや

ポスター掲示、立会演説会を実施し、投開票を行っております。投票結果は、校内放送などで行っています。

中学校については、年2回実施し、各クラスの選挙管理委員から構成される選挙管理委員会において、立候補者の受け付け、公示、公約の生徒会新聞への掲載、立会演説会を実施し、投開票を行い、投票結果については、翌日、校内放送で行っています。

市教育委員会としましても、児童会・生徒会の選挙は、今後、主権者教育という観点からも、さらに重要になってくるものと考えておりますので、小中学校における児童会・生徒会の選挙の場を生きた教材として、主権者として政治や社会に関心を持ち、選挙の意義などについて、しっかりとした資質や教養を身につけることができるよう、小中学校に対し指導してまいります。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 宮本議員ご質問の1番、18歳選挙権についての1点目、選挙が初となる対象者への広報・啓発について、お答えいたします。

市選挙管理委員会におきましては、これまでも選挙人名簿の登録を行ったときは、満20歳となって初めて登録された人全員に投票に参加できるようになったことのお祝いと、この権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使うしてほしいというメッセージを記したはがきを発送して、選挙への関心を高める啓発に努めております。こちら、実際のはがきを拡大したものであります。明るい選挙のイメージキャラクター「めいすい君」が、あなたが主役ですと訴えかけるものになってございます。

選挙権年齢の引き下げが初めて適用となる予定の来年の参議院議員通常選挙の選挙時登録においても、年齢の引き下げに合わせた形で実施し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの教育長からの主権者教育に関する答弁にもありました『せんきょの大切さを知ろう』というテーマで、県の選挙管理委員会が実施する「出張！県政おはなし講座」につきましても、これまでは主に小学6年生を対象とされておりましたが、今回の選挙権年齢の引き下げに伴い、高校生も対象に加えられたところであります。12月16日、本日、那賀高校におきまして、3年生を対象に実施する予定であります。市選挙管理委員会でも「出張！県政おはなし講座」の実施に当たっては、投票箱や記載台、枚数計算機の貸し出しのほか、模擬投票における候補者役を担当するなどの協力をしております。

なお、若者の投票率の低下につきましては、市選挙管理委員会といたしましても危惧しているところであります。近年、若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されており、投票に行かない若者がふえているという状況の中、選挙権年齢が引き下げられ、若者に対して、いかに政治に関心を持ってもらうか、今まで以上に重要な課題であると考えております。

そのためには、議員ご指摘のとおり、主権者教育の取り組みが必要であると考えているところであり、今後も県の選挙管理委員会や市の教育委員会などとも連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の2番目、高齢者向け肺炎球菌ワクチンの定期接種についての1点目、10月からの定期接種率は、近隣自治体と比べるとどうかについてお答えします。

接種率については、平成26年10月から翌年3月までの半年間で43.72%、県内9市の平均42.31%を上回っております。

2点目、がん検診におけるコール・リコールの効果と未ワクチン接種者への再通知など住民への周知活動の充実についてお答えします。

がん検診におけるコール・リコールの効果につきましては、コール・リコールによるがん検診受診を実施した場合としない場合との比較が難しいため把握してございませんが、12月広報に受診勧奨記事を掲載したところ、市民から多くの問い合わせがありましたので、未受診者への受診勧奨の効果が出ているものと考えております。

また、未ワクチン接種者への再通知など、住民への周知活動の充実につきましては、高齢者向け肺炎球菌ワクチンはB類疾病の定期接種であり、接種を受ける法律上の義務がなく、対象者がみずからの意思で希望し、接種するものであることから、未接種者への再度の個別通知は考えておりませんが、引き続き、市のウェブサイトや広報紙、市役所ロビーでの行政情報放映により周知・啓発を行ってまいります。

なお、広報いわで平成28年1月号においても、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について記事を掲載することとしてございます。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 1番目、岩出市は20歳以上の投票立会人を広報紙などで呼びかけ、選挙への参加を促しています。今回、選挙権が18歳以上となったことで、投票立会人に

についても18歳以上の方に参加を促してはどうかと思います。

2点目、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化ですが、今回の定期接種経過措置は、非常にわかりにくいものです。高齢者にとって、ウェブサイトとか広報紙とかは、十分な周知の対応とは言いにくいものではないでしょうか。正しく制度を理解して、接種するかどうかを検討していただくためにも、丁寧な周知は不可欠と考えます。定期接種期限を過ぎた後に、接種したかったという高齢者を出さないように、未接種者に接種期限等を含めた再度のお知らせを行うことが、死因第3位の肺炎から高齢者を守り、接種向上による医療費削減効果が得られるのではないのでしょうか。再度、ご答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 宮本議員の再質問にお答えをいたします。

選挙が行われるときには、若者の選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくりを目指して、投票立会人を20歳代の方からこれまでも募集しております。この立会人の募集につきましても、年齢を引き下げた形での実施を検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 高齢者肺炎球菌に関する再質問にお答えいたします。

未接種者への再通知についてでございますが、高齢者肺炎球菌は、平成26年9月までは任意接種とされ、みずからの希望で接種された方もいらっしゃいます。市では任意接種を把握できないことから、これらの方にも通知することで、誤解を生じるおそれがございます。今後、近隣自治体の動向を調査しつつ、広報紙等による周知・啓発を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告2番目、13番、福山晴美議員、一問一答方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 13番、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一問一答方式で2点質問させていただきます。

まず1点目に、先生が多忙化と言われる今、岩出市の教育現場の現状について質

聞かせていただきます。

今回、私がこの質問をしようと思いましたが、私自身、今まで何人かの先生方と話をすることがあったとき、その先生方から、毎日、忙しいですとか、大変ですとか、そういう話をよく聞きました。学校に限らず、どのような職場でも忙しくて大変なのですが、学校、先生の場合は、余り忙し過ぎるのはどうかなとは考えていました。

保護者の方たちも話をすると、いじめ問題や不登校の話はよくあるが、最近、先生方がやらなければいけない作業がたくさんあって、子供たちを見守り、指導する余裕がなくなっているようにも思ったりするし、また、一方で、精神的に追い込まれている先生もいるのではとの心配の声がありました。これは学校の規模の大小ではなく、1人の先生、担任に課せられた仕事が多いからではないかと思います。

それは小中の教員が負担と感じる主な業務として、国や教委からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成、保護者・地域からの要望・苦情などへの対応、児童生徒・保護者アンケートの実施・集計、成績一覧表・通知書の作成、指導要録の作成等の業務が挙げられています。このように、先生の多忙化が進めば、子供たちの育成、見守り、指導にも影響が出てくると思うのです。先生の負担を少しでも減らすことによって、先生と生徒が向き合い、話し合う時間もふえるのではと考えます。

横浜のある小学校で、職員室業務アシスタントを市教委がことしから始めたようです。もと教員がアシスタントで、先生のサポートをするとのこと。その内容は教員でなくてもできる仕事全般を引き受け、学校だよりの印刷から学校行事の招待状の用意、簡単な丸づけ作業までを行うそうです。このアシスタント制度ができたことで、教員が子供にかかわる時間と副校長が校内を見て回る余裕ができたとコメントしていました。また、このような取り組みは、岡山県でも教員の授業準備を手伝う非常勤の教師業務アシスタントを始めたそうです。

岩出市でも、地域が学校の協力をすることにより、先生の環境が改善されているケースもあると聞いています。地域の協力を得ることで、少しでもスムーズにいくのであれば、とてもよいことだと思います。教員の負担を軽減することは、子供たちに、より細かく育成・指導の時間がとれることで、子供たちとかかわる時間がふえ、子供たちにとっては大変よいことだと思います。

人が人を育てていくと私は考えます。育てる人の心に余裕があるのとないのとでは大きく違いがあります。そこで、岩出市の教育現場の先生の状況をお聞きしたい

と思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

福山議員ご質問の教育行政について、お答えいたします。

まず、岩出市の教員の多忙化の現状についてですが、議会や研修機会の増加、保護者対応を初めとする家庭教育に関する取り組み、子供を取り巻く環境の大きな変化に伴う新たな生徒指導等、岩出市に限らず、かつては余り見られなかった事柄等への対応等が増加し、教員の多忙化が進んでいると認識しております。

教員の業務を助ける取り組みとして、横浜や岡山県の例をご紹介いただきましたが、岩出市でも介助員を17名配置し、特別な支援を必要とする子供への介助や特別支援教育担当教員の業務補助を行っております。

また、岩出図書館からの司書派遣についても、子供の読書活動の推進と学校図書館教育における教員の業務に大きく貢献しているところであります。

しかし、基本的には、教員の負担軽減等の人的措置につきましては、県教育委員会の管轄であると考えており、できるだけ多くの加配教員等を配置していただけるよう、県教育委員会に対し、常に要望しているところであります。

また、根来小学校では、地域共育コミュニティとして、地域の方々が授業の補助に入っていたり、子供たちの安全を見守っていただいたりしています。このような取り組みは教員の負担を軽減しているものと思われ、地域の方々の学校に対する理解が深まることにつながると考えます。今後、このような取り組みのノウハウを各学校に広げていきたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 先生の多忙化については、いろいろと考えてくださっているようで、これからもできるだけ子供たちに先生がかかわる時間をつくってほしいとは思っています。答弁にもありましたが、地域の人たちによる協力も、先生方の負担を軽減できるものであれば、地域の方たちが学校に来ていただいて、学校のことを理解していただく場をつくっていくのもよいかと思います。

先日、根来小学校で、民話伝承などを生かした地域活性化事業の「ふるさと発見！昔話から見た根来のようす」を私も見せていただきました。これには保護者の方、地域の方たちもたくさん来られていました。子供たちにはふるさと岩出を知る

ことができ、地域の人たちにとっては、学校に足を運んでいただけるよい機会かと思えます。今回は根来小学校でしたが、今後、他の学校で開くこともよいのではと考えるんですが、お考えをお聞きしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

議員からご紹介いただきました根来小学校での取り組みは、生涯学習課の事業でございます。県の補助事業を活用した民話伝承などを生かした地域活性化事業でございます。当日は、保護者はもちろんのこと、地域の方々もたくさん来校され、岩出に伝わる民話や子守歌などを楽しんでいただきました。このような取り組みは、ふるさと教育の一環として、地元岩出市に対する愛着と誇りを醸成する絶好の機会であり、古くから地元で伝わる文化を次世代へ引き継いでいく貴重な取り組みであると認識しております。

さらには、こういった取り組みを通して、地域の方々を学校にお招きすることは、開かれた学校づくりを推進し、地域の方々が学校に入りやすくなる環境をつくることにつながると考えます。今後も生涯学習課と教育総務課が連携しながら、このような取り組みを推進していくことが重要であると考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、福山晴美議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 次に、高齢者の居場所づくりについて質問します。

高齢になっても、元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で生き生きと暮らしていくことは、誰もが持つ願いであります。岩出市では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が年々増加していると聞いています。また、転出入など人の移動が多く、地域、人とのつながりが弱くなっている現状があります。このような環境に加え、高齢の方は病気や身体機能の低下が影響して、家の中に引きこもりがちになり、地域で孤立してしまうおそれがあります。

高齢の方が明るく楽しみのある生活を送るためには、身近な地域でつながりをつくり、高齢の方が気軽に集まって話をしたり、趣味の活動を楽しむ居場所が必要であると考えます。

岩出市地域福祉協議会の活動として、岩出、上岩出、山崎、根来各地区に高齢者交流の場を設け、積極的に地域ボランティアの方が中心になり、活動されています。そのほかにも各地域に規模の大小はありますが、各自工夫を凝らし、サロンや、また自宅を開放して開催するなど、さまざまな形でボランティアの方々の協力で、交流の場所づくりが進んでいると聞いています。

岩出市でも、本年6月から、いわで御殿において高齢者交流事業、ゆったりカフェが開始されました。近所に住んでいながら顔を合わすことも少なくなった今、家の近くで、気軽に出かけて、楽しく話をし、笑い声が絶えず聞こえるような場所が本当に必要です。この事業も高齢者の仲間づくり、居場所づくりを進めるのに大変意味がある活動です。

高齢者交流事業についての質問させていただきますが、高齢者交流事業、ゆったりカフェを今後どのように進めていくか、考えをお聞きします。

2点目、認知症を見守るまちづくりについてお聞きします。

去年の9月議会で、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりについて質問させていただきました。今回、認知症を見守るまちづくりについて質問させていただくのは、認知症が社会的問題となり、新聞、テレビでよく報じられてきています。高齢化の進展に伴い、認知症の人数は2012年に462万人、約7人に1人であったのが、2025年には約700万人、約5人に1人になると予測されています。

私の周りでも、ここ最近、認知症について不安を感じる人が大変多くなってきています。もし自分が認知症になってしまったらどうなるのか。そのとき、家族は、社会は、認知症になった自分を受け入れてくれるのだろうか。自分はどうなっていくのか。不安で、心配で、でも心配をしても仕方のないこととわかっているのだが、不安が広がるばかりで、とつても毎日毎日が不安ですって、そういう話を聞きます。

また、家族が認知症になったときも自分で支えていけるのか、不安になると言います。地域の人たちが専門的な知識や技術を持っていなくても、思いやりの心で、さりげない手助けや見守り、声かけ等で支え合えることができれば、本当にいいことだと思います。

先日、テレビでも静岡県富士宮市「認知症になってもそれまでと変わらない暮らしができるまち」という番組を見ました。地域の大人も子供たちも皆で、認知症は病気であり、そのことを理解して、全ての人で支え合う。認知症の人のできないことではなくて、やりたいこと、できることを応援するというものでした。大変すば

らしい取り組みで、成功しつつあるとのことでした。

住みなれたまちで、安心・安全に地域で暮らしていくには、多くの方々の認知症に対する理解が必要となります。核家族が進んでいる今、子供たちの身近な人が認知症になるかもしれない、そう考えると、子供たちにも認知症を理解してもらうような取り組みが必要ではないかと考えます。認知症という病気を大人も子供もよく知ることが認知症を見守るまちづくりの一步ではないかと考えます。

そこで質問させていただきます。

1点目、安心して生活できる環境づくり、認知症を見守る対策についてお聞きします。

2点目、認知症の人を含む高齢者への理解を深めるための教育の推進についてお聞きします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 福山議員ご質問の2番、高齢者の居場所づくりについての1点目の高齢者交流事業についてお答えします。

高齢者交流事業は、平成29年度から実施する日常生活支援総合事業のモデル事業として、65歳以上の介護サービスを利用していない方を対象に、同世代の方やボランティア、地域の方々と交流する場を提供することで、引きこもりを防ぎ、楽しみや生きがいを持って介護予防につなげていただくため、いわで御殿で毎月1回開催しております。

参加者には大変好評で、近くでこのような交流の場が欲しかった、みんなと話ができ楽しいといった声が多く聞かれるなど、回を重ねるごとに、皆さんの表情が生き生きと活気づいてきたように感じられます。

今後の取り組みについてでございますが、厚生労働省は、本年4月の介護保険法の改正で、住民主体の通いの場を地域にふやし、その中で介護予防の取り組みや高齢者同士の見守り、支え合いができる体制を整備していくとしております。本市といたしましては、交流を通しての介護予防や健康づくりの取り組みを推進するため、引き続き高齢者交流事業への参加を呼びかけていくとともに、高齢者が気軽に参加できるよう、市内各地域での開催を検討するなど、住民同士の見守りや支え合う意識の醸成を図るべく、関係機関、団体等と連携しながら、その体制づくりに向けて検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の認知症を見守るまちづくりについてお答えします。

平成27年1月、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人の意思が尊重され、できる限り、住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するための柱の1つとして、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進が位置づけられております。

本市における認知症施策についてであります。認知症予防教室や認知症高齢者とその家族のストレス、介護負担の軽減を図る支援として、認知症家族の交流会の開催、認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守り支える応援者をふやす認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症予防や認知症高齢者とその家族を支援する取り組みを行っております。

また、本年度は、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て、早期発見・保護できるよう、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を創設するべく、現在、準備を進めているところでございます。

今後、ますます高齢化が進展し、認知症の高齢者の増加が見込まれる中、認知症は誰でもかかわる可能性のある身近なものであることを社会全体として認識していくためには、できる限り早い段階から認知症を知り、理解を深めることが重要であるとされております。

市といたしましては、より一層、地域全体で認知症への理解を深めていただくため、これまで実施している施策のさらなる充実と幅広い年代層の認知症サポーターの養成、認知症サポーターへのフォローアップ事業など、認知症予防や早期発見・保護の取り組み、認知症への理解を深めるための普及啓発活動などを積極的に推進してまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 高齢者への理解を深めるための教育の推進について、お答えいたします。

小学校では、既に高齢者疑似体験や老人福祉施設訪問、お年寄りを招いての昔の遊び体験など、総合的な学習の時間や生活科等において取り組んでいるところでございます。中学校においても、総合的な学習の時間や職場体験等で取り組んでいます。

ますます高齢化が進む今日、認知症を含む高齢者への理解を深める教育は、ますます重要性を増してくるものと考えますので、本日、ご質問いただいた趣旨を学校にも伝え、奨励してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員　まず、高齢者交流事業なのですが、私も、高齢者交流事業、ゆったりカフェにボランティアとして参加させていただいていますが、答弁にありましたように、回数を重ねるごとに、参加される皆さんや笑顔とか笑いが多くなってきたように思いますし、その中では、皆さんと歌を歌ったり、体操したり、手遊びをしたりやっています。先日も岩出警察の方に来ていただいて振り込め詐欺の話や交通安全の話、また市職員に来ていただきましてマイナンバー制度の説明など、身近に起きる生活に役立つことを話していただいて、それを取り入れております。このような身近で起きることとか生活に役立つことは、喜んでいただいています。

今後、市として、こういう高齢者の集まりの場に、こういった支援のお考えがあればお聞きしたいと思います。

もう1点、認知症を見守るまちづくりについてであります。昨年、私もお聞きしたときに、岩出市の認知症高齢者の人数が、平成26年5月末で822名であったと聞いています。現在の人数をお聞きしたいと思います。

2点目に、認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業を創設し、その準備を進めているとのことですが、この事業の内容と周知方法について、お聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　福山議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の集まりの場合への支援ということで、市として何かということがございます。市では、高齢者の集まりの場に、介護予防の普及啓発のため出前講座に出向くなど、今までにもできる範囲での支援を行っております。本年度は境谷地区から要望があり、介護予防教室を実施しているところでございます。今後も皆様からの要望がありましたら、可能な範囲で、出張講座等を実施していきたいと考えてございます。

それから、2点目のところで、認知症の方の人数ということでございました。

当市の認知症高齢者は、介護保険制度における日常生活自立度の判定基準から、認知症状があると判定された方は、平成27年11月末現在、951人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は8.72%ということになってございます。

それから、認知症高齢者と徘徊ネットワーク事業についてでございます。

この事業は、認知症高齢者等の徘徊を早期に発見し、適切な対応を行うため、家

族や市、警察、事業協力者が協力して、高齢者の命と安全を守るための事業でございます。具体的には、事前に希望される高齢者の情報を市のほうに登録していただきまして、市と岩出警察署で管理します。

次に、個人を特定する番号のついた靴に張るステッカーを配布し、登録者が行方不明になった場合、家族等が岩出警察署に捜索願を提出された後、岩出警察署からの報告を受けた市のほうでは、事業協力者に行方不明高齢者の情報をメール、またはファクスで配信し、捜索協力を依頼します。

事業協力者とは、業務で岩出市内を車等で行き来するような事業者で、日常の業務の中で支障のない範囲で、行方不明高齢者の発見・保護のための捜索に協力いただく事業者のことでございます。

それから、その事業の周知でございますが、2月広報に掲載予定となっております。また、徘徊等のおそれのある方は、介護サービスを受けられている方が多いと思われるため、ケアマネジャー等にも事業の説明を行い、対象となる方のご家族等に周知していただく予定としてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、福山晴美議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告3番目、11番、吉本勸曜議員、質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 11番、吉本勸曜でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

9月議会でもさせていただきました一般質問であります。堀口プールの事故について、1点目、ご遺族への対応について、2点目、再発防止策の進捗状況について、3点目、平成28年のプール開設に向けてをさせていただきたいと思っております。

9月でも一般質問させていただきましたが、その後の進捗状況等について質問させていただきたいと思っておりますが、事故の後、入院治療を続けられていたということで、一日も早い回復を願っておりましたが、お亡くなりになられたということであります。大変残念であり、ご冥福をお祈りしますとともに、ご遺族の方々には心からお悔やみ申し上げたいと思っております。不幸にも起こってしまった事故ではありますが、改めて、このような事故は二度とあってはならないということ強く申し上げておきたいと思っております。

9月議会では、事故発生時の状況と対応、プールの運営状況と安全管理対策、管理者としての責任と今後の対応について質問し、私なりの再発防止策を提案させていただきました。

今回は、その後、ご遺族の方々に対しての対応や再発防止策について、どのように考えられてきたのか。さらに、来年の夏はプールを開場するわけですから、どのようにして安全に運営していくのか等、3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、長い入院治療を続けられておりましたので、個人的には奇跡が起こることを願っておりました。議員も含めて、ここにおられる全ての方は、同じように思っていたことと思います。お亡くなりになられたこととお聞きして、ショックを受けた方もたくさんいらっしゃると思いますが、何よりもご遺族の方々のお気持ちを考えれば、本当に残念であり、複雑な気持ちであります。

今後のこととして、このような事故が発生した場合、必ず補償の問題が発生いたします。管理者責任を問われるということになるわけですが、私が調べた過去の事例においては、100%どちらか一方の責任ということはありません。双方、お互いに責任が問われており、その責任割合に納得ができない場合は裁判を争うということになっております。

今回の事故に対する補償の問題は、既に話し合いは進んでいるのでしょうか。私としては、できるだけ話し合いにおいて解決を図っていただきたいと考えております。お互いに言い分もあり、なかなかすぐには解決できない難しい問題であると思いますが、話し合いで解決を図っていただくよう全力を挙げていただきたいと思っております。現時点において話し合いが進んでいるのであれば、お聞かせください。

次に2点目、冒頭に申し上げましたとおり、このような悲しい事故が二度とあってはならないということは、誰もが願っていることでもあります。しかし、今回の事例でもわかるように、本当にちょっとした時間の中で事故が発生してしまいます。小さい子供さんの場合は、ひとときも目を離してはいけないということでもあります。二度と事故を起こさないプールの管理と監視体制をどのように構築していくのかであります。

9月議会で、監視員と保護者との共同、大プールと小プールの間の部分に保護者の方々が見守るスペースの確保という提案をさせていただきました。再発防止策についても議論が進んでいることと思いますが、どのような対策を考えておられるのか、現時点で考えていることがあれば、お聞きしたいと思っておりますが、いわゆる安全管理マニュアルとして、今後も岩出市のプール運営の基本になるものと

思いますので、しっかりとした再発防止策を検討していただき、安全管理マニュアルに反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、事故発生後の対応についてもマニュアル化が必要です。事故の内容や事故者の状況により、いろいろな対応が考えられますが、事故発生を確認した後、直ちに動けるような対応策が必要と思いますが、対応マニュアルについて作成できているのか、お聞きいたします。

3点目ですが、来年度のプールの管理について、どのような体制で取り組んでいくのか。私は、再発防止策を進めていくためには、9月議会でも提案させていただきましたが、人的な面と物理的な面の両面での対応が必要と考えております。どのように検討されたのか、検討結果をお聞きしたいと思いますが、いかにすばらしい防止策であっても、人的面は、いつも100%機能するものではないということを想定しておかなければならないということです。

どれだけ物理的な面での防波堤を築けるか、人的な面は物理的な面の上に立つものという考え方で、物理的な面をいかに充実させるか検討されたのであれば、その方向性をお聞きして、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 本年10月13日に5歳の男児が、8月27日に発生した市民プールでの事故によりお亡くなりになりました。まずもって、この場をおかりして、改めて本児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

今回の事故を忘れてはならない教訓として、再発防止に努めることが、私たちの重大な責務であると考え、事故のあった堀口プールだけでなく、東公園プールとあわせて対策を進めているところであります。

それでは、1点目のご質問、ご遺族への対応について、お答えいたします。

これまでに計5回、ご家族の方々と面会して話し合いをしております。話し合いでは、当初、教育委員会がこの事故に関して把握している状況とご家族の認識とのすり合わせを中心に行いましたが、今回の事故における市側の問題点や瑕疵等も踏まえ、議員のおっしゃるとおり、話し合いで解決すべく、ご遺族の気持ちに寄り添い、できるだけ誠意ある対応をしていくことを基本に、今後も継続して、ご遺族と協議していくことにしております。

次に2点目、再発防止策の進捗状況と、3点目の平成28年度のプール開設に向けてについて、一括してお答えいたします。

吉本議員からの9月議会や今回のご指摘のとおり、人的な面は物理的な面の上に立つという考えのもと、物理的な面での改善点としては、小プールと大プールの間の柵を広げ、幼児が小プールから大プールへ1人で移動できないよう遮断するほか、今まで事務所に置いていたAEDをプールサイドに設置できるよう工事を行います。人的側面やソフト面では、管理に当たる者の責任の意識を高め、資質向上を図るため、事前研修の充実や救命講習受講の義務づけを行うとともに、現場での事故を想定したプールでの実地訓練を実施いたします。

そのほかにも安全点検のチェック項目をふやし、点検表に基づくチェックを徹底するほか、毎日の始業前・終業後の打ち合わせを充実させ、特に安全に関する事項については、確実に引き継げるようにいたします。

新しい管理マニュアルには、もちろんこういった内容とともに、今回の事故で明らかになった課題の具体的な改善策及び万一事故が発生した場合の緊急対応や事故後の事故対応等を記載しております。また、教育委員会では、この新しいマニュアルをより安全性を高めるため、現在、各部局代表者によりその内容を検討していただいているところであります。

今後も、さらに物的・人的側面やマニュアル等の検討、幼児等に同伴する保護者等への協力依頼、啓発の検討を継続し、二度と同じ事故は繰り返さないという強い決意のもと、平成28年度のプール開場に向け準備を進めてまいります。

なお、以上がプールに関する対応であります。教育委員会として取り組まなければならない内容はほかにもございます。例えば、教育委員会が設置する他の施設の安全管理、小中学校においてのプールの安全管理、階段等での事故防止やその他の安全管理、情報漏えい、学校への不審者の侵入対策、災害発生時の対応等、想定されるさまざまな対応が求められております。これらの内容を総合的に含んだ危機管理マニュアルについても鋭意検討中であり、全力を挙げて取り組んでまいります。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 再質問をさせていただきます。

補償の問題について、ある程度の話は進んでいるとのことではありますが、先ほども言いましたが、できるだけ話し合いで解決を図っていただくよう、全力を挙げていただきたいと思っております。

今の答弁で、今回の事故についての検証結果としての課題や瑕疵ということについてお答えがございましたが、具体的にどのように把握され、認識されているのか、

まずお聞きしたいと思います。

どの市町村でも安全管理マニュアルを策定していますが、全ての市町村が同じ内容にはなりません。プールのあり方、実態に合わせたマニュアルが必要です。検証結果において導き出された課題をどのように解決していくのか、今回の安全管理マニュアルは、検証結果を十分反映したものでなければなりません。また、マニュアルを作成した後は、マニュアルに書いていることをきっちり実行していくこととなります。

1回目で質問しましたが、物理的な面と人的な面の両面で、しっかりとした再発防止策をしっかりと実行していく。これができないのであれば、私は、来年のプール開場は控えていただきたいとまで思っております。来年度のプールの開場の2カ月間、生涯学習課だけの監視が厳しいのであれば教育委員会全体で取り組む。教育委員会全体でも厳しいのであれば市役所全体、全庁体制で取り組む。担当以外の職員さんも事故防止策をしっかりと認識し、人の命を守るという強い決意を持って監視業務を行うことで、他の業務に対する認識も変わってくるのではないかと思います。この点についてもどのように考えているのか、お聞きして、再質問を終わります。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再質問にお答えさせていただきます。

この事故が起こった直接な原因として、市側の瑕疵は、監視員は本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや、大プールに入った瞬間を見ていなかったということであります。これらについては、監視員等に対する協力や訓練が不十分であったことが原因であると考えております。こういった反省点を踏まえ、それらを新しい安全管理マニュアルに反映させるとともに、マニュアルに記載した事項は、確実に実行していく覚悟でございます。

なお、運営体制につきましては、今までも教育委員会内で協力し、当たってききましたが、平成28年度は、さらに教育委員会全員の責任の意識や資質を高め、教育委員会が一丸となって運営に当たる所存でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告4番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この12月議会では、道路整備について、教育文化ゾーンにふさわしい根来寺周辺の環境整備についての2点を質問したいと思います。一問一答形式で行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、道路整備について質問を行います。

岩出市は、昭和63年度に人口3万人を超え、現在では5万3,000人を超える、こういう状況になってきています。この間、都市化に伴い、乱開発が進められてきた結果、行きどまりや迂回のできない、そういう地域が市内のあちこちに生まれてきているという状況となってきています。この間、市としても都市計画道路の促進などで、さくら保育所から粉河加太線の間を初めとして、一定の改善も図られてきているわけですが、今後、行きどまり対策、迂回策、今後の都市計画道路や道路整備、この問題について、どう取り組もうとしているのかをまずお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出市の現状から見て、俗に言う南北を結ぶ道路はあるんですが、東西を結ぶ道路、この道路が少ないという現状があります。開発されている地域との関係で、農免道路のような東西を直線的に結ぶ、こういうような道路は大規模な区画整理事業を伴うことになって、こういう点からは、現実的ではないのではないかと考えます。今後、東西を結ぶ線という点では、市としては、どのような方向性で各地域の東西道路というのを改善という点を進めるのか、2点目としてお聞きをしたいと思うんです。

3点目として、今、京奈和道路の開通によって、交通量なんかもふえてきているという状況の中で、今、他市町村から岩出市を通る、そういうような車も数多く見られています。この点では、きょうもこちらに来るときには、熊谷というナンバーなんかも見受けられました。まさに関東圏からでも、この京奈和道路を通過して来ているという状況だと思うんです。

この点では、京奈和道路への案内表示板という面では、この京奈和道路から和歌山方面に向かう点では、泉佐野線と大型農道の交差部、ここには和歌山方面、俗に

言う、安上のエニシル方面ですね、そちらのほうに向かう誘導看板というのは、現実にあります。しかし、今度、逆に粉河加太線の安上におけるエニシルという部分については、京奈和道路への誘導看板というようなものではありません。根来小学校の東の交差点ですね、ここなんかについても、そういう誘導看板というの、表示板というのはありません。

また、農免道路の川尻交差点、これは西のほうから走ってきた場合に、泉南という部分の書いた文字、こういう看板はあるんですが、京奈和道路はこちらですよというようにわかるような、そういう看板の案内表示というのはありません。

また、粉河加太線の根来の交差点の部分、ここの部分なんかについても、実際に京奈和道路についてはこちらですと、京奈和、左ですとか、和歌山方面から来たら、京奈和道路は左側ですよというような矢印なり、左側というような、そういうドライバーの目線にはっきりとわかる、こういうような形の案内表示というものなんかもないわけです。こういう点では、県に対して、そういう案内板の表示というものを見直すというんですか、そういう部分なんかも含めて、ドライバーなんかに対して、特に他府県から来られた方にも、もっとわかるような形で、そういう案内表示板の見直しというものの働きかけを行ってはどうかというふうに思います。

4点目は、粉河加太線のうぐいす台からおりてきた交差点の部分、これは変則交差という部分となって、通行しにくいという地点になってきています。この間、市としても、ずっと改善策というものが考えられてこられたわけなんですけど、現時点で改善の方向性というのは見出せたのか、この点をお聞きしたいと思うんです。

また、現在も変則道路という部分を解消するための地権者の方との関係なんかでも、引き続いて交渉されておられるのか、それとも、今のこのままの現状以外にないのかという形になっているのか。この点について、4点にわたって質問をしたいと思います。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　宅地造成において、新たに設置される道路につきましては、開発区域の規模や現状、周辺の土地の地形及び利用の対応に照らし計画しておりますが、小規模な宅地造成の場合、行きどまり道路を全面的に禁止することは、現実的には困難であると考えます。

開発協議におきましては、できる限り通り抜けや環状化を図るよう指導しておりますが、やむを得ない場合は、建築基準法施行令に基づき、車両の通行上、支障の

ないよう計画を行っております。なお、生活道路の整備として、開発地域や集落から幹線道路への接続道路を優先的に拡幅する事業にも取り組んでおります。

次に、岩出市の東西を結ぶ道路が少ないという話は初めてお伺いしましたが、現状につきましては、北から市道根来北大池線ほかの、通称広域農道、岩出根来インターチェンジへのアクセス道路である市道根来安上線、県道粉河加太線、市道山西国分線、国道24号、県道小豆島岩出線、県道和歌山打田線等の主要幹線道路が整備されております。さらに、平成28年度には京奈和自動車道紀北西道路が全線開通することから、これ以上の東西の幹線道路については必要ないものと考えております。

なお、今後の道路事業につきましては、交通量が年々増加している市道山西国分線の交通安全対策事業である歩道整備事業及び交差点改良事業を重点的に進めてまいります。

次に、京奈和自動車道への案内標識板設置についてであります。岩出根来インターチェンジ供用を見据え、岩出市と関係機関が対策協議におきまして、スムーズに岩出根来インターチェンジへ誘導できるよう案内標識板の検討を行っておりますので、問題ないものと考えております。

次に、うぐいす台入り口交差点につきましては、車が交差点内に停車しないようT表示の交差点表示を設置しております。しかし、抜本的な解決に至らないので、以前から県警察本部交通規制課に信号による対策をお願いしているところですが、西側の交差点との距離が短いため、信号制御は困難であると言われております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁をいただきました。その中で行きどまりなんかの解消ですね、こういう部分なんかについては、実際には工事そのもの自身進めていく、道路行政ですね、進めていくという部分では、住民感情なんかとの間も含めて、非常に難しいものがあるとは思うんです。そんな中で、実際には、私、今度の第2次岩出市長期総合計画の後期基本計画、この部分、素案なんですけど、改めて見てみたんです。すると、この中で、先ほどの答弁の中では、東西の道路については必要ないというお答えをいただいんです。

この素案の中には、縦線の道路、この道路と東西、この東西を結ぶ道路、この道路については、南北の幹線道路などへの主要幹線道路を結ぶ道路の建設計画に取り組むと。東西の道路は必要だという形で、はっきりと明確に、この素案の中にも、これ打ち出されてきているんですね。だから、今の答弁だと、この素案の中身でも

違うんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう点では、東西の道路は要らんのだという、その説明は、そういう部分については、どのような形で整合性という部分が出てくるのかなと。特に、この中で書かれている、25ページなんです、この25ページのところには、2番目のところで、安上中島線などの主要な南北幹線道路が完成する中、これらの主要幹線道路を結ぶ道路など、生活道路の整備実情を図るための建設計画に取り組みますという形に書かれているんですね。

それでいうと、俗に言う、そういう部分なんかでは、しっかりと縦の南北の幹線道路につなぐ、そういう道路ということは、俗に言う、やっぱり東西の道になるというふうに、私は本当に思うんです。だから、そういう点では、そういう部分なんかも含めて、今後のそういう形での道路計画というのは、今後、どのような形でその事業を進めていくのかというのを改めてお聞きをしたいと思いますし、この間、今もお話があったんですが、接続道路というんですか、そういう部分なんかでしていく、そういう整備は行っていくんだということなんです、今の住宅密集地という関係なんかでいうと、その地域というんですか、その地域を限定して、俗に言う、再開発事業というような、そういう形も含めて、市としては、今後進めていかざるを得ないのか、そういう点についても、再度お聞きをしたいと思うんです。

もう1点は、現実には、案内表示看板というのは、いろんなところで議論したから、もう必要ないよという、そういう答弁だったんですが、実際には、先ほども言ったように、農免道路の川尻の交差点の手前の看板なんかには、京奈和自動車道という、そういう表示板そのもの自身も、やっぱりないんです。根来の小学校の東側のところなんかでも、そういう部分の表示というものはありませんので、今後どのような形で、もっとそういう表示板というのを、表示の関係で、わかりやすいような形で、案内をできるような形で進めていくという点では、やはり、私は、先ほどの看板、もう必要ないよというんじゃないしに、改めて県に対しても、そういう形で要望していったらどうかというふうに思いますので、改めて、その辺のお答えいただきたいなというふうに思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問にお答えいたします。

後期基本計画の話ですけども、広域幹線道路であります京奈和自動車道紀北西道路、これの開通をもって、東西南北、本市の骨格をなす幹線道路の整備というのは、

一定の終了を見ると、このように考えてございます。

ただ、今後の交通量の増減によりまして、例えば、開発が進んだ地域がありますと、生活道路等をまた検討していかなければならないということにもなってくるかと思っておりますので、そういうことで計画を検討すると、こういうことでございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 道路案内標識についての再質問にお答えします。

まず、標識の設置箇所がないというご質問だったんですが、根来の交差点については、案内標識板は設置しております。それと、道路の案内標識は、市外からの旅行者のように道を知らない人に対して案内するもので、わかりやすいように主要幹線道路を使って誘導するようにしています。

標識を余りにも設置し過ぎると、煩雑となって、かえって混乱を招きますので、例えば、大きくない交差点で、直進の場合は設置していないようなところもあります。また、農道のような道路につきましては、市民など道を知っている人が通行していると思われまますので、案内標識は設置しておりません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 案内板の表示については見解の相違であるというふうにも、もうなってしまうかなというふうにも思うので、あくまでも、それは市の考え方がそうだというんであれば、私は、少なくともそういうところにはありませんよという形で指摘をさせていただいたんで、今後とも、より一層、幹線道路という部分という観点から考えても、粉河加太線にはありますよというだけの話であって、農免道路にはないという形ですので、そういう点でいうたら、農免道路なんかも基幹幹線の1つだという、そのことだけは、そういうところにはないんだという、そういう指摘だけはさせていただきたいと思えます。

それと、東西の道路の関係については、実際には幹線道路というのを結んでいくという道路については、今も答弁があったと思うんですが、開発の部分なんかもあわせた上での幹線道路へ結んでいく道路をつくっていくんだという、そういうふうにも認識しますのであれなんです、ただ、実際に既存の部分で、袋小路というふうになっているところというのは、市内にも、例えば、高瀬団地にしても、総体の南側のあの辺の団地なんかにしてもそうなんです、それ以外にもいっぱいいろんなところであると思うんです。そういうところなんかは、市としては、そういう部分の点なんかについての市として、今後、解消していかなければならないというふう

に認識されているような地点というのは、どのような点で、今後改善を図っていくのかという、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 先ほどの答弁でも答えさせていただいたんですが、生活道路の整備としまして、開発地域等からの幹線道路に接続道路を優先的に拡幅する事業にも取り組んでおりますので、解消してほしいというご要望の声が多ければ検討していきたいと考えております。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 2点目に、教育・文化ゾーンにふさわしい根来寺周辺の環境整備について、質問を行いたいと思います。

根来寺周辺地域は、林町長の時代から教育・文化ゾーンとして位置づけられてきています。歴史的遺産、地域遺産を生かす上でも、住寺池周辺、ねごろ資料館や図書館周辺、前山地域などが、時代時代に整備もされてきているわけではありますが、今後、このような市として、教育・文化ゾーンという位置づけにふさわしい総合的な環境整備という点において、今後どのように進めていくという方針を持っていくのかという点、これをまずお聞きをしたいと思います。

2点目としては、この根来の前山には五百仏山遊歩道というものもあります。ここには四国八十八カ所のほこらが祭られて、頂上には東屋なんかも設置がされてきています。南は紀の川平野、北を見れば根来寺境内、これを一望できるわけですが、案内看板も設置されてからかなり経過もしてきていると思うんですね。その中で、古ぼけて見えにくい状況、こういうような状況にもなってきています。また、山火事注意というような看板なんかも朽ち果てているというようなところなんかもあったりもして、実際には、この遊歩道なんかに来られた方についても、決していい印象ですね、来てよかったなというふうに与えるような印象では、私はないと思うんです。

前山については、岩出町の時代に多目的保安林総合整備事業という形で、この間、整備もされてきました。現在、頂上まで行くまでの部分には、今も少し急な場所もあって、改めて、もうちょっと安全に行けるような手すりも含めた整備なんかも行って、ハイキングを初めとして、観光客の方たちにも、前山遊歩道ってこんなにす

ばらしいところだったんだと、再発見、これをしてもらう上でも、紀の川や根来寺境内の眺望のすばらしさ、こういうものなんかも知ってもらう上でも、市としても位置づけている、教育文化ゾーンにふさわしい環境整備というものなんかも行うべきだと考えます。この点について、お答えをいただきたいと思うんです。

3点目に、ねごろ資料館から根来寺までの大型農道については、歩道が、今現在ありません。歩道の整備も行って安全性も図るべきと考えるんですが、現在、整備計画も進められているというふうにも聞いているんですが、この歩道については、市として、完成のめどについては、どのようになっているんでしょうか。この点を3点目にお聞きしたいと思います。

4点目には、若もの広場の南には、新池というものがあります。また、その下には岩出図書館というものがあるんですが、周辺の地形というものなんかも生かした、そういう新たな活用方法という部分も含めて、住持池から根来寺という部分までの総合的な遊歩道や散歩道というようなことは、市としても考えないのか。また、地域における遊歩道整備という点については、市として、どのように考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

5点目に、根来の桜というものは、桜百選というものにも選ばれています。それが根来の桜という、そういう位置づけなんです。この間、この根来の桜というものを象徴していた「しだれ桜」というものが倒壊というんですか、幹が折れてという、そういう形の状況になって、以前のような華やかな、ああいうすばらしい状況にはなっていない、そういう状況になっています。

今も根元というのは残っているんですが、以前とは打って変わった状況になっています。「しだれ桜」の種子というんですか、「しだれ桜」の保存とか育成というものができないのかという、そういう形なんかで、この間、市なんかも、近大でしたかね、いろんな研究機関なんかとも協議もして、種子の保存とか育成にも、以前、成功したんだというようなことなんかも聞いているんですが、その後の経過というのがどうなっているんでしょうか。そしてまた、市として、「しだれ桜」という、そういう部分なんかの点について、今後の取り組みというのは、どのように対応しようとしているのかというのをお聞きしたいと思うんです。

これまでも、岩出市の、いわば一種、春の部分での観光の目玉というような形でされてきたやつが、今後も何十年ですか、30年、50年、100年というような、そういう部分なんかでも生かしていけるような、将来、岩出市の観光の目玉としていけるような形で、「しだれ桜」というものが再興というんですか、再び脚光を集めて

いくということができるような、そういう再興ができるのか、今のこの間の近況というのと、今後の市としての考え方とか、対応についてお聞きをしたいと思います。以上です。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 1点目の根来寺周辺地域につきましては、現在、一乗閣、ねごろ歴史資料館の建設を進めているところであり、これにより、根来寺の歴史的・学術的価値や自然環境を生かし、周辺の緑化センター、根来山げんきの森、岩出図書館などと一体となって、楽しんでいただける地域づくりを進めてまいります。

次に、2点目の五百仏山遊歩道の整備に関しましては、月1回、ボランティアによる倒木の処理、草刈り、路面整備などを実施しているところです。現在のところ、特に新たな施設整備を行う予定はございません。なお、看板の修繕等については、ボランティアによる整備の中で、可能な限り対応してまいります。

次に、3点目のねごろ歴史資料館から根来寺駐車場までの市道、通称広域農道の整備につきましては、歩行者が安全に通行できるように整備を検討しているところです。

次に、4点目の新たな活用方法につきましては、現在、根来寺周辺観光促進事業として、施設整備等を行っておりますので、今後の観光促進事業の一環として、将来的な課題として対応してまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の5点目、「しだれ桜」の件について、お答えいたします。

市天然記念物に指定されている根来の「しだれ桜」を後世に残すため、根来寺は、平成16年に和歌山県の補助を受け、「根来寺シダレ桜『種の保存活動』事業」として、近畿大学生物理工学部へ種子の培養作出を委託し、種子の発芽状況を観察していましたが、発芽しなかったため、平成24年に岡山県勝央町にある独立行政法人森林総合研究所材木育種センター関西育種場に後継樹の苗木の育成を依頼し、翌年4月に、大島桜を台木に接ぎ木し、苗木の育成に成功しております。このうちの3本の苗木が、昨年3月に根来寺に戻されています。市といたしましても、根来寺と協議しながら、苗木の育成を見守ってまいります。

なお、親木についても、現在の状態を維持できるよう、根来寺に努めていただいております。平成17年からその費用の一部補助を行っているところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、道路のときにも、この素案の後期計画のやつを参考にさせていただいたんですが、実際の後期の計画案ですね、その中では、根来寺を拠点に、旧和歌山県議会議事堂の移築とあわせ、ねごろ資料館を観光拠点とした新たな観光動線の構築とPRに努めると。観光施策に関する課題を抽出し、既存の観光資源の活用と見直しを図るとともに、市を代表する特産品の開発とPRに取り組む必要がありますと、こういうふうにも書かれています。

その点で、再度お聞きしたいのは、今、外国からの観光客というものなんかもふえてきている中で、案内看板とか説明板、こういうものなんかも、外国の方にもわかるような対応というものなんかも求められてきていると思うんですが、こういう点では、看板とか説明板、こういうようなものなんかは、今後どのように考えていくのかという点、この辺がまず1点です。

2点目は、この前山遊歩道という、前山に関しての遊歩道、これについては、実際にすばらしい場所があること自体を知らないという市民の方も多いんじゃないでしょうか。

以前、司馬遼太郎さん、この方が連載をした「街道をゆく」という紀行集の中で、この五百仏山と根来山に挟まれる根来谷、このことについて書かれているわけなんですけど、今、国の特別史跡となっている一乗谷という、浅井家が三代にわたって治めた、ああいう地域の一乗谷という、そういうところの眺望、こういう眺望に匹敵する見事な地形と絶賛した場所なんですね。そういう点では、貴重な展望広場となっています。

今、国の進める地方創生という視点で、こういうような場所を生かして活用することこそ求められているんじゃないでしょうか。同時に、このことは地方創生で言われている補助金、こういう補助金の活用という形にも、私はつながってくると思うんですね。

実際には、この場所以外にも住持池を含む根来地域の歴史的な遺産を生かす上でも、私は、この後期計画の中でも、しっかりとした、やっぱり位置づけを持って取り組んでいくべきだと思うんです。この点について、前山についての視点ですね、前山についてどのように見ているのか、こういう視点について、再度お聞きをしたいと思います。

それと、もう1点、これは環境という、そういう面から憂慮するというんですか、そういうところが根来のところにあるわけなんです。それはもとのあおい荘、今、徳

助という看板がかかっている場所が、倒産したんでしょうかね、そういうような形で、今、工事現場なんかにもあるような、そういう形でふさいでいるというんですか、そういうような状況なんかもあって、特に南側の道をずっと通ってくるというように形なんかをすると、いわば幽霊屋敷と言っているんですか、幽霊屋敷と見間違えるような、そういうような状況にもなっている場所があります。

そういう点では、個人の土地という、そういう関係もあるんですが、建物も含めてそうだし、周辺の道路関係もそうなんですが、少し見苦しいような、そういうような状況にもなっています。こういう点では、もう少し行政として行政指導というように形で、きれいな、そういうような環境づくりという部分も含めて進めていっていただけないか、その辺、再度ちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、外国からの観光客に対してのご質問なんですが、W i - F i の環境整備や表示の多言語化を行ってまいりたいと考えております。

次に、遊歩道についてなんですが、遊歩道のほとんどは市の土地ではありませんので、ご質問のように補助金を活用して整備するということはできないんですが、根来寺を中心とした観光振興の一環として、P R という方向では検討していきたいと考えております。

それと、あおい荘なんですが、これは根来寺の所有となっておりますので、今後とも引き続き指導してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁いただいたんですが、私が言いたいのは、実際には、岩出市において、いわば観光という部分なんかもつながっていく、そういうような場所がありますよと。その1つが前山やということで、すばらしい名所なんだと。眺望なんかすばらしいところがあるんだと。そういうところをやっぱりしっかりと生かしていくというのが、私は大事だと思うんです。

ところが、私、ちょっと素案のやつ読んでみて、非常に残念だなと思ったのが、この中には前山遊歩道というような言葉、1つも見つけることできなかったんです。住持池、これも観光面のとこだけしか見てないので、住持池、ひょっとしたら教育

関係の部分のところで出てくる可能性はあるんかもわからんけども、現実的には、住持池そのもの自身を観光という、そういう部分に結びつけていくという、そういう部分の発想での現状と課題という部分なんかも含めたところに載っていないのが、非常に私としては残念だなというふうに思うんです。

そもそも、そういう地域的な、岩出市そのもの自身をアピールしていける、そういう素材がせっかくありながら、そういうところになかなか市としても目が行っていないというような現実があるんじゃないかというふうに思うんです。そういう点では、今後、そういった住持池という部分なんかもそうだし、前山という、そういう部分なんかもしっかりと、市としてもアピールしていくという、そういう方向性そのもの自身がどうなのかという点、私はそういう部分なんかも、しっかりとこの計画の中に盛り込んで、岩出市そのもの自身を発信していくという、そういうことがもっと必要じゃないかなというふうに思いますんで、この点について、住持池とか前山という、そういう部分について、改めて、どのような視点で資源として生かしていくような形で取り組んでいくのかと、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 再々質問に対してお答えいたします。

根来周辺観光促進事業といたしまして、市で現在取り組んでおります。その中で、いろいろ関係者の皆様等のご助言等をいただきながら、既存の観光資源である根来寺周辺というのを生かした形で、観光の振興に取り組んでいくわけでございます。これにつきましては、根来街道グリーンツーリズムでありますとか、紀の川緑の歴史回廊という、こういう計画の拠点として、根来寺から情報を発信していき、広域的連携によって観光の拠点となるような、そういう取り組みを図っていきたいと考えております。

現在のところ、エリアとして考えておりますのは、住持池のほうについてまでも考えておりませんので、今のところ、ねごろ歴史資料館、一乗閣、根来寺、緑化センター、図書館、民俗資料館、根来山げんきの森、そういったところを生かして、中心部として整備を図っていくところでございます。

なお、前山につきましては、現在でも、まちづくり協議会などの語り部と歩くハイキング、それから、根来寺かくばん祭りなどでもポイントラリーとかして、今も活用させていただいておりますので、根来寺におきましても、昨年度、桜の植樹等

実施しておりまして、整備の方針というのを持っておられますので、市も観光振興の一環として、これから総合的な活用を図っていきたいと思います。

○井神議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

　　以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

　　通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

　　市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

　　臨時職員等の処遇改善を。安心して働き続けられる環境にするために。

　　労働者の3人に1人、25歳以下の青年労働者では2人に1人が、今、臨時、派遣などの、いわゆる非正規労働者ということになっています。全国で年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアが1,000万人を超えています。その原因は、労働法の改悪で、派遣など非正規雇用が大きくふえたことです。家庭が持てない、結婚もできない、家族のきずなも希薄になる。少子高齢化を助長すると、こういう結果を生み、また犯罪の増加など社会問題化している状況もあります。

　　公務の職場ではどうでしょうか。官製ワーキングプアという言葉も生まれ、官公庁でも非正規化が進み、官製ワーキングプアは全国60万人と言われていています。全国の自治体の正規職員は減り続け、非正規職員がふえています。非正規職員の増大は、賃金格差や雇用の不安定化につながり、公共サービスや教育の質の確保にも影響を与えかねません。

　　過去、2011年6月議会にも取り上げましたが、公務員削減問題については、市民のニーズのあるところに必要な公務員が配置されているかどうかであって、この点を踏まえない公務員削減論は、真面目な議論とは言えず、事実上、市民サービスの低下を招く改悪と言わなければならない。公務員は、国民全体の奉仕者として、国民生活と権利を守る重要な役割を担っています。国民、市民の税金を無駄なく使い、国民、住民のための効率的で公正な行政運営を進めるためにも、公務員は少なければ少ないほどよいというものでもなく、福祉、医療、教育などに携わる人たちを減らしたりすることはやるべきでないと考えています。

　　憲法に保障された国民の権利、暮らしの安心・安全を守り、教育と医療、介護、福祉、保育などの社会保障や環境、防災を支えるためには必要な人員を確保し、その役割にふさわしい待遇と労働条件を確保してこそ行き届いた行政サービスができると言ってきました。

必要な部署には正規雇用が当たり前と考えますが、しかし、実際には、この岩出市でも非正規職員が配置され、なくてはならない存在ともなっています。住民と接する職員の賃金を初めとした労働条件や職場環境が保障されないで住民に質の高いサービスが提供できるのか。岩出市における現状、実態について明らかにしてほしいと考え、質問をいたします。

まず1つ目は、仕事の内容や責任に応じた賃金・手当となっているのか。

2つ目に、年休・病休・夏季休暇・忌引休暇制度はどうか。

3点目は、産前産後・育児・看護・介護休暇はどのようになっているのか。

また4点目は、経験年数加算についてお聞きをします。

次に、総務省は、2014年7月4日、公務員部長名で、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等についてを地方自治体人事委員会に通知しました。これは平成21年4月24日付にも総務省自治行政局公務員部公務員課長から、任用の際の勤務条件の明示及び休暇、その他の勤務条件に関して留意すべき事項等について示されましたが、総務省が行った調査で、臨時・非常勤職員が増加傾向にある一方、21年通知の趣旨が、いまだ必ずしも徹底されていない実態が見受けられる。また、臨時・非常勤職員の任用等に関連する裁判例や法令改正などの新たな動きも生じている。

このような事情を踏まえ、今回、臨時・非常勤職員や任期つき職員の任用等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるよう、改めて留意すべき事項に関し、考え方を取りまとめ通知されております。現行の臨時・非常勤職員の任用等にかかわる取り扱いを再度検証した上で、必要な対応を図っていただきますようお願いいたしますとありますが、この通知を受けて、趣旨に対する認識と処遇改善の取り組みについて、この間、行われた改正などございましたら、それについてお答え願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員ご質問の1番目、臨時職員等の処遇改善をについての1点目を一括してお答えいたします。

現在、市の臨時職員は、事務補助員などの一般事務を初めとして、154人が在籍してございます。賃金、手当及び休暇については、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例及び岩出市臨時的任用職員の任用等に関する要綱に基づき、支給及び付与してございます。

具体的に申し上げますと、賃金等の給与関係については条例第6条から第11条で

定めており、賃金額については、別表に記載のとおり、職種に応じて定めてございます。また、休暇については、条例第3条から第5条及び要綱第5条で定めており、年次有給休暇、忌引休暇、産前産後休暇、看護休暇、育児時間休暇は付与してございますが、病気休暇、夏季休暇、介護休暇は付与してございません。

なお、条例の定めのとおり、経験年数加算はございません。

次に、2点目については、総務省自治行政局公務部長通知の内容のどの業務に、どのような任用、勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には、各地方公共団体において判断されるものであり、組織において最適と考える任用勤務形態の人員構成を実現することによって、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要であるとあり、それに沿った組織運営を行ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、具体的にいきたいと思うんですが、年休についてでございます。当然、岩出市の場合は年休のほうは認めてあるんですが、繰り越しというのを認めていないんです。この繰り越しは、なぜ岩出市としては認めていないのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

この繰り越しについては、和歌山県内の自治体を調べますと、14市町村、繰り越しを認めてありまして、市としては、和歌山市、橋本市、紀の川市、田辺市などが実施しています。これについて、岩出市でも改善する方向性は、考えはないのかという点についてもお聞かせください。

夏季休暇でございます。夏季休暇についても、これ調べたところ、岩出市の場合には実施はされておられません。実施している和歌山県内は11市町村ありまして、市段階では、和歌山市、橋本市、海南市、田辺市、新宮市ではございます。なぜ、これ、岩出市では夏季休暇というのを認めていらっしゃらないのか、その点もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

産前産後、育児、また介護、看護、それぞれあるわけですが、これについてでも、県内の状況を調べますと、産前産後も20市町村、育児も12市町村、看護も14市町村、介護も11市町村が認めているという形の県内の報告となっているわけです。岩出市として、ちょっと聞き取らなかつたんですが、認めていない部分が、この中にもあると思います。それについての改善、例えば、育児だったり、介護だったりという部分では、改善の余地はできないのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

経験年数について、ここで述べたいのは、保育士の関係でございます。保育の質

という点では、保育士というのは経験です。いわゆる対人サービス、介護とか保育とかは、一定の経験が必要となってきます。経験の積み重ねは、雇用条件、労働条件に左右されます。働き続けられる雇用なのか、そうでないのか、あるいは働き続けられる賃金体系なのかどうかということです。特に保育士の場合、非常勤であっても、クラスを担任をするなど、長期にわたり正規職員と同様の仕事をしているというふうな形で考えています。

しかし、経験加算がなく、どれだけ働いても給料が上がらない。国は非正規は、あくまで臨時的に必要な仕事を補助的に担うものという概念です。しかし、実際には、国家資格を有する専門職は非常勤で、継続して雇用するケースも多く、非正規であっても常用雇用になっていると考えます。

私は、同一労働、同一賃金で、必要であれば正規での雇用は当たり前と考えますが、しかし、それができないなら、正規に近づける努力をこの自治体としてもすべきだと考えます。

この経験加算という点で、和歌山県内の状況を調べてまいりました。和歌山県の状況は、11の自治体で、保育士に関しては経験加算というのを実施しています。橋本市、紀の川市、御坊市、田辺市、新宮市、市段階ではこの部分が経験年数加算というのをされています。岩出市としては、ほかの市と比べても、時給などの単価というのは、和歌山市に次いで2番目に高く設定がされていることはわかります。しかし、これも保育士の人材が、なかなか募集をしても集まらないという状況があることも実際にはお聞きをしています。安心できる働き方にしてこそ、よい人材が集まり、働き続けていけることにつながるのではないのでしょうか。これは岩出市にとっても、何より保育を受ける子供や親にとっても安心して子供を預けられる信頼関係を築くことができる大事なことだと考えますが、この経験年数加算の実施について、今後、岩出市としてもそういう取り組みを行う方向、そういった考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の年次有給休暇の繰り越しの理由についてでございます。

ご承知のように、臨時的任用職員につきましては、半年ごとの新たな雇用であることから、繰り越しについては現行行っておりません。

それから、2点目の夏季休暇の件でございますけれども、これにつきましては付与

してないということをごさいますて、年次有給休暇で対応していただきたいと、このように思います。

それから、病気休暇については、これは労働基準法上の規定がないということでもありますので、病気休暇は付与してごさいますせん。

それから、介護休暇については、これは法律で規定されておりますので、介護休暇の付与はしてごさいますせん。ただ、おっしゃったように、看護休暇については、制度としてごさいますので、適用されます。

それから、3点目の産前産後の関係の休暇でごさいますけども、休暇については、一般的に、国の非常勤職員の関係で、人事院規則が定められておりますので、その規則に定めのとおり、市のほうとしては対応しているというところであります。

それから、4点目の保育士等の経験年数の件でごさいますけども、他市の状況もおっしゃってございましたけども、臨時的の職員については、いわゆる臨時の職に従事するという趣旨、性格でごさいますので、経験年数についてはなじまないものと、このように考えてごさいますので、よろしくお願いいたしたいと思ひます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

市來利恵議員、2番目の質問をお願いいたします。

○市來議員 子どもの医療費助成制度と償還払いについて、質問を行いたいと思ひます。9月議会に引き続き質問をいたします。

これまでにも取り上げてきましたが、子どもの医療費助成制度については、市民の方々が願う中学校卒業まで無料化をすることを強く願うものですが、現制度の問題点については議会でも述べさせていただきました。1割負担になり、私もたくさん市民の皆さんから喜びの声を聞いております。しかし、それと同時に、償還払い制度への意見も数多く聞いてまいりました。まず、制度変更後の市民の声、意見

など、こういったものが市に寄せられているのかをお聞きいたします。

2つ目は、市民への周知には、行政のほうも努力されており、学校を通して案内を行っていただくなど、取り組みが行われているため、かなり保護者の方にも行き届いたなど、日ごろの会話の中からも受け取ることができます。制度変更から3か月が経過いたしました。医療機関受診と償還払いの申請状況は、現在、どのような結果が出ているのかをお聞きいたします。

3点目は、9月議会の一般質問において、答弁で、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているとお答えになっております。その環境問題について、いつ整うのか、これについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の制度変更後の市民の声、意見などはどうかについてでございますが、開始当初での受給資格者の事前登録の際は、病院に行く都度、申請に来ないといけないうのかという質問が多数あり、まとめて申請することができますとの説明にご理解をいただいていたところでございます。

現在、申請窓口では、医療機関で1割負担にしてほしい、申請に来るのが面倒といった声も聞かれますが、多数の方には返ってくるので助かると喜んでいただいております。

2点目の制度変更からの医療機関受診と償還払いの申請状況はどうかについてでございますが、制度拡大分の償還払いの申請件数は、11月末現在で1,038件でございます。また、医療機関受診状況は、受給者の大部分が社会保険加入者のため、全件数を把握することはできません。

続いて、3点目の現物給付する上においての環境問題は、いつ整うのかについてでございますが、現物給付方式導入に当たっては、審査支払機関における審査支払い処理が可能となるシステムの整備は必須となりますが、他のさまざまな処理が正確かつ確実に実施できるかどうかなど、あわせて十分検討、点検する必要があります。医療機関においても、それに沿ってレセプト請求する環境を整える必要がございます。

現在、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会と検討しているところではありますが、実施が可能かどうかを判断できる段階には至っていないことから、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、現時点においてはご質問に対

するお答えはできかねます。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 いろんな形で、今現在、検討が進んでいるという形を言われていたと思うんです。ぜひ、私は、これやってほしいのは、現行制度では、一旦、窓口で3割負担が生じ、結局、お金がなければ行けないということにつながってまいります。今、子供の貧困が問題視されていると言われておりますが、子供の貧困は、イコール親の貧困でもあるということです。経済的支援という形で、子ども医療費のことをやっておられますが、ぜひ、現物給付の実施というのを可能にさせていただけないか。これをぜひ実施する方向、確実にやるように着実に進めていただきたいと思います。

次に、現物給付すれば、今、国はペナルティー後、減額調整を行っておりますが、厚労省は、9月に、子ども医療費制度のあり方等に関する検討会を立ち上げております。今後、現物給付に対するペナルティーが廃止される場合も予想されるわけですが、廃止された場合は、速やかに償還払い方式はやめられていくのか、この辺もお聞きしたいと思います。

先ほどから、システムの関係で検討されているということですが、これまでの医療費の流れについては、就学前までの無料の場合は、該当世帯に医療受給者証が発行され、医療機関へ行けば、保険証と一緒に提出されれば、窓口無料となっております。医療費の支給を受けようとする医療機関等は、和歌山県国民健康保険団体連合会を經由し、診療報酬請求書にて請求がされるわけです。または和歌山県社会保険診療報酬支払基金を經由して、診療報酬請求書にて請求がされるということです。

県外の医療機関については、現制度と同じく償還払い方式でやっておりますが、これが通常の今まで行われてきた支払いだったと思います。現在の制度で考えれば、医療受診後、市民は窓口で3割負担払い、医療機関は7割分を同じように、連合会、支払基金に請求することになります。ここで違いがあるのは、市民の方は3割を払っているのに、2割分を市に申請を提出し、返していただくという事務作業が生まれてまいります。

同時に、行政側も市民と連合、支払基金等と両方へ対応が求められるということになるわけです。このことから考えますと、事務的な問題点からいっても、市民側にも負担を求め、行政側も二重に負担を強いられているということになるんですが、

このことから、窓口で1割でできるような形にならないのかという点です。

こういう過程でいくと、窓口1割負担で、もし市民が済めば、医療機関は9割を連合、支払基金に請求するだけで済む。簡単に言えばですよ、この流れで言うと、請求するのは簡単な方法ではないかというふうに考えられるわけです。市民の手間、行政の手間も省くことができる。これについてどのように考えているのか。システム上の関係等々をいろいろおっしゃるんですが、結局、この1割自己負担を強いていることが、かえってややこしくさせているのではないか。いろんな形で、和歌山県内、年齢の上限など、制度についても個々ばらばらでやっておられます。

しかしながら、この県内でも受領委任払いという形で、各自治体ができている中で、岩出市だけ、こうしたように負担を求めているということ、しかも、償還払いにしているというのは、この制度自身が妨げているのではないかというふうに考えられます。その点から見てどうなのか。

ぜひ、本来であれば、中学校卒業まで無料というのは求めるべきですが、しかしながら、現制度であるのであれば、1割負担で済むようにできる方向に必ず持って行っていただきたいのですが、その辺について、積極的なご答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、市の考え方は、これまでも何度か申し上げてきましたように、今回の1割負担にしていることにつきましては、少額でも自己負担していただくことで、子供を病気や事故等から守るといふ、子育てする立場の方としての務めを果たしていただけるものと考えてございますので、1割負担については、今後も引き続きそれで実施していきたいと考えてございます。

それから、市民の方あるいは行政にとってもということ、その利便性あるいは行政の効率化ということ、これは当然、改善できるところについては、改善を進めていくべきであるというふうには考えてございますが、まず、審査支払い処理の関係でございますが、審査支払い処理というのは、国保連合会において、レセプトに間違いがないかを審査した後、計算処理し、保険給付の部分は保険者に、それから、公費の分は県や市町村に請求し、医療機関等に支払いするというのが主な流れということになってございますが、公費負担医療と子ども医療が併用の場合に、一部自己負担金額をシステム上、どう判断させるか等に問題があり、また、高額療養

費の額を判定するためには、現状のシステムでは正しく計算できないといった危惧もございます。そういったことから、カスタマイズで対応可能かなどを検討しているというところでございます。

また、他のさまざまな処理という部分で、市の事務において必要とする帳票類のことで、主には負担金、これは療養給付費等の負担金、あるいは調整交付金、補助金につきましては、県の乳幼児医療費県補助金等の申請を正確に行うための帳票類やデータの提供が可能であるかなどを検討していると、こういうところでございます。

そういうことで、この現物給付につきましては、9月の議会において、環境が整い次第というふうにお答えをさせていただきましたとおり、現在、それに向けて、それが可能かどうかであるかということについて、関係機関等を含めて検討・協議を進めているということでございますので、現時点においては、現物給付は可能であるかどうかということの判断はできかねると、こういうところでございますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

続きまして、通告6番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問をいたします。

まず1点目は、認知症対策についてであります。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は700万人に達すると推計されております。日本の認知症への取り組みが注目されております。今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防、治療法など、総合的な取り組みが求められるところであります。

先月、11月10日、岩出公民館におきまして、認知症サポート養成講座が、参加人数34名で開催され、私も参加をさせていただきました。内容は非常にわかりやすく、具体的な事例を用い、また映像による講義で、認知症の基礎的な知識を得ることができました。このような講演を地域包括支援センターの方々のご尽力により、企業

等にも行かれ、さまざまに展開されているところであります。

そこで、特に認知症にとって大事なことは、早期発見、早期治療であるとのことでありました。そこで、このたび私が提案するのは、現在、日本全国の各自治体が行いあつたある認知症簡易チェッカーの導入であります。この簡易チェッカーは、認知症のごく初期、認知症の始まり、あるいは認知症に進展する可能性のある状態を本人などが簡単に予測できるよう考案されたものであります。

このテストの内容は、若い世代にも知識として持つておくべきもので、そうすれば世代間の摩擦は避けられ、家族間の思いやりもなされていく大切な知識となります。この制度の使い方は、どなたでも市等の公共のホームページから入るか、また、スマートフォンからも簡単にアクセスできるようになっており、身近に活用できるものであります。導入費用も安価で、ぜひとも早期の導入を提案いたします。

次に、当市の認知症サポーター及びサポーターリーダーは、現在、何名おられるのか。また、今後の活動はどのように考えられているか、お答えいただきたいと思ひます。

次に、小中学生への認知症への教育についてであります。小中学校においても、認知症サポーター小中学生養成講座を開催してはどうでしょうか。認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援することを学ぶことは大切であると思ひます。ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思ひます。

次に、2点目は、健康寿命の長い高齢者に表彰を考えてはどうかについてであります。

健康寿命のはかり方は、介護保険を使わず、自力で頑張っている方の年齢であり、恐らくそのような方々は、食事、運動、趣味、ボランティアなど、さまざまな分野で努力されている観点から、市としても、このような元気な高齢者を見習っていかうという観点で、表彰を差し上げてはどうかと提案いたします。

最後に、3点目に、当市の国際化を目指し、姉妹都市の提携をについてであります。

当市も、明年で市制施行満10年を迎えます。市長は、常々言われておられます市にふさわしいまちづくりの一旦として、岩出根来インターチェンジの完成とともに、阪和高速との連結も間近であります。今後、和歌山県の中でも、大阪への玄関口として最も重要な位置に存し、今後が大いに期待されるところであります。観光事業にも重要施策の1つとして取り組まれ、今後ますます海外からのお客様も大いに見込まれるところであります。

そこで、岩出市の若い方々も、ふるさと岩出を誇れるような国際都市へと発展していかなければなりません。そこで、従来の市長や議員などの行政交流だけではなく、経済、スポーツ、教育、文化等の国際交流の推進を図ることから、姉妹都市の提携を提案いたします。

次に、当市の職員で英語など外国語が話せる職員は何名いらっしゃるのでしょうか。また、今後のお考えはどのように考えておられるのか、お答え願います。

以上、3点の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員ご質問の1番、認知症対策についての1点目の早期発見、相談支援体制充実のための認知症簡易チェッカーの導入の考えはについて、お答えします。

認知症という病名や病状に関する認知度に高まる中、住民の認知症に対する不安は、高齢化の進行と相まって、大きくなっていくものと思われれます。そのため、認知症の予防や早期発見、対応するための相談支援体制等、認知症施策の充実は非常に重要であると認識しております。

議員ご提言の認知症簡易チェッカーは、パソコンや携帯電話、スマートフォンで、高齢者本人や家族等が簡単に認知症のチェックができるなど、認知症の早期発見に有効であるとされていることから、導入している自治体があることは把握してございます。

本市では、今年度において、認知症の人や家族を支援するためのさまざまな情報をまとめた認知症ケアパスを作成することとしており、具体的には、認知症の人の状態に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスが受けられるかなど、市内の社会資源をまとめたものに加えて、認知症予防のための会のチェックリストなども掲載する予定であり、作成後は、このチェックリストを活用していただき、認知症の早期発見につなげていただけるよう、広く周知してまいりたいと考えておりますので、現在のところ、認知症簡易チェッカーを導入する予定はございません。

なお、今後、認知症施策を推進していく上で、実効ある施策については前向きに取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の当市の認知症サポーター及びサポートリーダー、これはキャラバンメイトのこととございますが、は何名か、また、今後の活動はについてお答えい

たします。

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する本市の認知症サポーターは、平成27年11月末現在、697人であります。また、認知症サポーター養成講座の講師役になることができるキャラバンメイトは、平成27年11月末現在、20名でございます。

認知症サポーター養成講座は、毎年度5回程度の実施計画を立て、広報等で募集したり、一般の方や介護教室の修了者に講座を実施しております。また、それ以外に市内の事業所等からの依頼により、随時開催しております。市といたしましては、地域全体で認知症に対する理解を進めていくことが必要であることから、今後も計画的に認知症サポーター養成講座を実施してまいります。

また、養成した697人の認知症サポーターにつきましては、1回の研修では認知症の方への対応の仕方がわからない、認知症を温かく見守るといっても、どうしたらいいのかわからないという声もあることから、今後、フォローアップ事業等を実施していくなど、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、2番目の健康で介護保険を利用していない高齢者の方を対象とした健康優良者等の名目での表彰についてであります。介護保険サービスを利用できる65歳以上の第1号被保険者は、本年9月末現在、1万819人で、そのうち82.6%に当たる8,934人が要介護認定を受けていない方です。

健康な高齢者を表彰することは、健康を維持し、いつまでも元気で健やかに過ごすために、介護予防活動をされている方への励みとなり、健康長寿を続けられることにより、経済的な負担軽減にもつながる施策であると考えます。

しかしながら、実際のところ、介護サービスを利用していない方が大半であり、その中から表彰する対象者を選考することになりますと、その趣旨に沿っているかの審査等、公平・公正な選考を担保することは困難であることが考えられます。

市といたしましては、現在のところ、こうした表彰制度を創設する予定はございませんが、今後ますます高齢化が加速化し、介護保険制度の役割が増大していく中、健康長寿の実現につなげられるような取り組みについて、広く情報収集に努めるとともに、住みなれた地域で生き生きとした生活を過ごせるよう、引き続き高齢者施策の充実に取り組んでまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 ご質問の1番目、認知症対策の3点目、認知症サポーター小中学講

座の開催について、お答えいたします。

小中学校では、高齢者疑似体験、デイサービス施設への訪問、お年寄りを招いての昔の遊び体験や介護施設での職場体験など、総合的な学習の時間や生活科、中学校の職場体験において、子供たちが主体的に元気なお年寄りや介護の必要なお年寄りとの触れ合いに取り組んでいます。

小中学校とも認知症に限定した教育は行っていませんが、自分の家族に認知症の方がいる子供や、高齢化が進む中で、今後、家族の認知症と直面することになる子供も増加すると思われれます。

また、中学生に対しては、災害時には、認知症の方を含めた高齢者など災害時要援護者となる方々のサポートができるような教育や訓練も必要であると認識しております。

こういったことから、本日、ご質問いただいた趣旨を学校にも伝え、認知症に関する学習の機会を奨励してまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 田畑議員の姉妹都市の提携についてのご質問にお答えをいたします。

若い世代から世界に視野を広げ、国際感覚を身につけることは、人材育成の面からしても重要なことであり、和歌山県の玄関都市としての特性を持つ岩出市としては、国際化は目指すべき方向の1つであると認識しております。

県内自治体で姉妹都市を提携しているのは、県が5件、12市町村で24件の計29件ありますが、自然や歴史などの共通項があることや、提携前から市民交流が進んでいるなど、提携に至るきっかけがあるようであります。

本市におきましては、昭和62年2月から、旧那賀郡6町の時代に、那賀郡町村会と南済州郡との姉妹交流において、農業技術の交流を深めてまいりましたが、平成17年の市町村合併を機会に脱会した経緯があります。

本市としては、将来的には姉妹都市の提携も視野に入れていくべきものであると考えておりますが、きっかけということで難しいものがありますので、当面は市民や市民団体の国際交流活動の動向を見守りながら、要望があれば支援を含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目については、市長公室長から答弁させます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 田畑議員の姉妹都市提携についての2点目にお答えいたします。

高等教育等で英語など外国語を学んだ職員は11名、ほかにも、現在、韓国語等の

外国語を学んでいる職員もおりますが、会話までできる職員となりますと、厳しい状況でございます。

現在、岩出市に住民票を置く外国人は295人おまして、そのうち韓国が124人、中国が44人、あとはオーストラリア、フィリピン、アメリカ、イギリスということで、英語圏がほとんどでございます。

本年4月から11月までの8カ月間で、外国人の方が市民課などに来られたのは、述べ65人です。手続への対応等に特に問題はないことから、直ちに英会話などのできる職員を確保する必要はないと考えております。

今後、さまざまな分野での国際化に伴い、外国人の転入者や来庁者がふえることも想定できますので、外国人にわかりやすいように、課とか室などの外国語の表示、それから外国語のできる職員の確保、これについても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、1点目の認知症の件であります。ケアパスを今作成中で、その中にチェックリストも含まれておるといってお答えでございました。大事なのは、何か症状が出て相談に来られて、それから、いろいろこれから対応していくというケースは非常に多いと思いますが、そのもっとも前に、特に、私なんかもだんだん高齢化になってきて、物忘れが物すごく多くなってきてるなど実感する日々なんですが、そういう人が老人性の、ただ単に物忘れなのか、それか認知の症状の初期なのかというのは、なかなかわかりづらい部分がありまして、当然、自分はそんなこと絶対かからないというふうに思っている方がほとんどやと思うんですが、そういったときに、1回ちょっとチェックしてみようかなというときに、簡単にできるシステム、また方法、それが今、私が提案している認知症簡易チェッカーなんです。

だから、市が今なさっていること、これは当然いろんなことで対応していく方々に対して大事な部分で、物すごく社会資源の活用についての情報提供とか、そういうものは物すごく大事なことで、それはそれで物すごく大事なんですが、もっと前段階で、簡単にすぐに対応できるものということで、今、各市町村が全国的に物すごく広がっています。11月だけで、例えば、チェッカーを使っている方の各市町村別の数字が全部出てまして、その中で認知度の高い順に、パーセントも全部一覧表があります。だから、一目瞭然になってくるんですね。それだけ、やっぱり住民の

方というのは、なかなか人に相談しにくいんですけども、やっぱり自分でちょっとやってみようかなという方は多いわけです。

そういうことで、私は導入を呼びかけているわけで、ケアパスはケアパスで十分素晴らしい機能を果たしていくとは思いますが、その前段階、もっともっと前段階で、経費も5万前後やと思います。物すごく安価でこの導入ができますので、だから、ぜひとも1回考えてもらえないかなということで質問をさせていただいております。

小中学校の件については、教育委員会のほうでおっしゃいましたように、やっぱりこれからは偏見で物を見ない。認知症というのは誰もがなる要素が高い疾患でありますから、そういう方々に対して、家族に対しても、やっぱり理解を進めていくような、そういう教育の土壌というか、そういう環境をつくっていただくのも非常に大事だと思ひまして、前向きに学校のほうにもそういう話をということで、今答弁いただきました。ぜひとも推進をしていただきたいと思います。

それと、2点目につきまして、健康寿命の方について、長い方について表彰という話なんですけど、確かに、答弁ありましたように、誰をどこで線引きするのかと非常に難しい部分がございます。

ただし、私が言っておるのは、健康寿命というのは1つのルールがありまして、介護保険を受けておられない自立されている方の年齢の寿命をはかったものなんです。例えば、奈良県、この間、視察に行ったときも、奈良県は、今現在、19位だけれども、1位に何とか健康寿命のトップの県になるということで、さまざまな施策を今やっている最中なんですということで、いろんな視察をさせていただきました。

この健康寿命に貢献をされているという意味で、例えば、極端に言うたら、80歳以上の健康寿命に貢献されている介護保険を受けておられない方というのは、非常に健康寿命の貢献者であるという意味で、表彰をしてさしあげてもいいんじゃないかな。例えば、これちょっと例悪いんですけど、車の保険でも、保険を使わなければどんどん安くなるんですね、保険というのは。号俸も上がってきます。だけど、保険はどんどん使えば使うほど、やっぱり保険料は高くなるんですね。

同じように、介護保険、わしら、一生懸命払ってるけど、健康が一番やけど、何か損みたいなの気するなという人も中にはいらっしゃるかわかりません。やっぱりそういう方はそういう方で、非常に介護保険を使わないで、一生懸命みずからの健康管理をされて、努力されていることに対しては、やはりこれから医療費がどんどん高騰していく環境が待っているわけですから、そういう方にも貢献者として、賛嘆

さしあげても損はないのかなということ、ちょっと提案をさせていただいた次第でございます。

3点目に、市長のほうも、これから岩出市というのは、非常に大事な国際都市としても発展していかなければいけない使命がある都市なんだということで、前向きにこれからもやっていこうというご答弁いただきました。

確かに、岩出市に住んでおられる若い方々が、将来、岩出というところは、こうということで非常に海外ともつながっており、いろんな施策を前向きにやっていく、前進的な市であるということで、誇りに思っていただけのような、そういう市になれたらなということで、少し提案をさせていただいた次第でございます。

また、これからいろんな市民の方々の要望等あれば、また私も市のほうに提言をこれから続けさせていただけたらなと思っております。

以上、ちょっと取りとめない再質問になりましたけれども、所感等あればお答え願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

高齢化が加速化し、それに伴って認知症の方も、今後ふえていくことが十分考えられるということでございます。先ほどもご答弁申し上げましたように、今後の高齢者施策の中でも認知症施策というのは、非常に大切なことであるということにつきましては十分認識してございます。

その上で、今年度、認知症のケアパスを作成するというご答弁をさせていただきました。この認知症ケアパスについてなんですが、議員のおっしゃられるとおり、認知症の早期発見、対応の1つとして、誰もが簡易で認知症がチェックできる機会、先ほどの認知症のチェッカーですかね、もそうであると思いますが、必要であるため、この認知症ケアパスの中においても、市ウェブサイト等を活用して、認知症の理解と相談機関等の情報とともに、認知症のチェックリストを掲載し、高齢者やご本人、ご家族等周囲の方が確認できるように、今後検討していきたいと、このように考えてございます。

それから、引き続き議員ご提言のチェッカーについても研究はさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、健康長寿の関係でございます。議員のお考えにつきましては、高齢者の方の日ごろの健康づくりや介護予防に対するご努力に感謝し、認めることで、自

身の励みとしていただき、さらに他の市民の健康意識の高揚に努め、ひいては医療費や介護給付費の削減につながるなど、市といたしましても十分理解し、共感するところでございますが、その方法論に関しては、いろいろあろうかと思えます。今後、先進市などの事例も研究し、高齢者の健康増進と介護予防に向けて検討し、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えいたします。

認知症の方に直接接して対応するすべ、あるいは技術、そういったことを学ぶというのではなく、認知症を初めとする高齢者への理解を深めていくことが何よりも大切であると考えます。こういった観点での教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

国際交流という話で、先ほど市長のほうからも答弁いたしましたように、岩出市、和歌山県の玄関都市としての特性ということで、国際化は目指すべき方向の1つということで認識をしてございます。

ただ、今回、姉妹都市の提携ということでございましたので、例を挙げさせていただいたわけですが、自治体国際化協会というところが姉妹都市を希望する海外の自治体の情報を公表してございます。ただ、そこで公表されている自治体、どこでもいいというわけにはいきませんので、先ほど言いましたように、きっかけというものが大事になってきます。

今後、将来的には姉妹都市の提携ということも視野に入れながら考えていきたいと思っておりますけども、当面は市民や市民団体の国際交流活動の要望に答えていくということで考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 少し、私の健康法を皆さんにご紹介したいと思えます。というのは、認知症に対して非常に効果のある健康法ということで、実はテレビで、蛭子能収という漫画家、ご存じだと思いますけども、あの方が、息子さんが、お父さん、おかしいと、最近。ということで、テレビの番組に出まして、2時間ぐらいの人間ドックで、頭先从ら足の先まで全部調べる、そういうテレビの特番がありました。そこで調べてわかったことは、軽度の認知症であるということが発覚したんですね。

ドクターが、それに対して、予防はこれからできますよということでアドバイスしていました。1つは、運動あるそうなんです、そういう認知症の予防する運動というのが。例えば、右側は丸で、こっち側は縦とか、頭を混乱させていく運動というのはいいそうなんです。

それがまず1つと、もう1つは、その医者が言ったのは、シソ油を1日、スプーン1杯飲んでくださいと。シソ油というのはエゴマ油とも言われまして、シソ科の植物の油だそうです。これは $\alpha$ リノレン酸という、そういう物質が含まれておりまして、これは青魚の油と同じDHAに変換できる油なんだそうです。このDHAというのは、認知症にかかっている方の脳細胞に非常に少なくなっている症状が認知症だそうです。だから、DHAというのは、若いときは体の中で自分でつくれるんですけども、年とってきますと、なかなか自分でつくれない。だから、外から入れてあげるということで、シソ油を1日、スプーン1杯、2グラム、入れてあげるだけで認知症の予防になりますよということで、テレビでアドバイスしていました。

私も、1年ぐらい前やったので、ずっと続けて毎日やっています。ただ、2グラム以上飲みますと、やっぱり体によくはないということで、スプーン1杯でとどめていたきたいと。それを飲み過ぎますと前立腺がんになるおそれがあるという、そういうふうにアメリカの大学が発表しているそうです。1日、本当にそれだけのことで予防ができるのであれば、簡単なことです。それがまず1つです。シソ油、エゴマ油、これ同じことなんです。シソ油、もしくはエゴマ油、これスーパーで売っていますんでね。

それと、もう1つは、これ新聞に載ってましたけども、キノコ氷ってご存じないですか。キノコじゃなくてエノキ氷。これ新聞に載ってまして、私も、これ1年半ぐらい前からやっています、毎日。エノキ氷というのは、エノキというのは、当然かたい。皆さん食べられたら、そのまま出てくるぐらいかたい植物繊維になりますが、あれを加工します。まず加工するのは、ミキサーにかけまして、200ccぐらいの水と1房でどろどろにします。それを約40分ぐらい煮詰めます。そして煮詰めたものを製氷機に入れて氷にします。

1食に1個、食べるようにしていきますと、何がいかといいますと、実は腸内細菌の餌になります、食物繊維は。腸内細菌というのは100兆あるそうなんです、その善玉の餌になりますので、善玉は何をつくるかといいますと、免疫細胞をつくるんです。免疫細胞というのは、皆さんご存じのように、がん細胞は白血球ではやっつけられません。NK細胞いいまして、ナチュラルキラー細胞というものでない

と、我々、体の中の大体3,000から4,000ぐらい、がん細胞、毎日できているそうなんです、それをやっつけているのがNK細胞だと。それは腸内で作っているそうなんです。腸内で作っているのが、善玉で作って行くんです。その環境をつくるのが、餌になるのが食物繊維だと。

だから、キノコキトサンというのが物すごく多く含まれているのがエノキなんです、それをやっていると、恐らく、皆さんの奥さんなんか便秘で苦しんでいらっしゃる方、20年、30年苦しんでいる方は完璧に治ります、すぐ。物すごく効果ありますから。私の家内は20年ほど苦しんでいました。それやりかけて1日2回ぐらい出てます。そのぐらい影響は物すごい。だから、腸内環境を変えるというのは、それだけ免疫細胞を多くしていくということで、免疫力つけていきますんで、特に高齢者は免疫力弱りますんで、そういうのも1つの一助になっていくということ。

そういうことで、いろいろ高齢者については、いい方法がいっぱいあるかもわかりません。そんなんも何かの機会で、また皆さんに知っていただいたらいいかなど。前にも、私、一般質問しましたけども、そういう民間療法的なものも物すごく大事なものの、いっぱいあります。だから、自分の健康管理は自分で守っていくという、そういう仕組みをつくっていけば、何も薬に頼らなくても、できるだけ自分の自力で頑張っていけるような環境づくりができるんじゃないかなど。

そういうことで、ちょっと余計な話になりましたが、これから認知症であったりとか、高齢者の問題であったりとか、そういうこと、さまざまなところら辺も、市としても取り組んでいかなければいけないところ、たくさんありますので、我々もできる限り対応して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、議長のほうから一般質問に対する許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。いずれも市民にとって非常に重要な問題でありますので、市長の誠意ある答弁を求めておきたいと思います。

まず第1点であります、岩出市の財政に関してであります。

岩出市の歳入歳出において、毎年、剰余金が発生をしております。この状況は、反面、市民のニーズにできていない面もあると考えております。本市の平成26年度一般会計決算で、市長は4,357万5,000円の黒字であるということを公表されました。

25年度も約3億円の黒字であるということでありました。

市は、口を開けると、今まで限られた予算の中で、最大限に常にと行ってまいってきたのであります。ここ近年、この言葉はなく、市民の多様な要望に応じていくに変化をしてきておるのが実態であります。

現実には、この黒字額を効率よく運用していくことも、一面、非常に大切な市にとっての課題であると考えております。

そこで質問をさせていただきます。まず第1点、岩出市の現在の基金の残高は幾らあるのか。直近の一番新しい額で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思えます。

2番目に、この基金の運用について、どのような方針でされてきているのか。

さらに、次に、岩出市の指定の金融機関名はどこに指定をされているのか。

また、各市中銀行の預貯金額の残高について、現在、幾らあるのか、これも直近で結構ですので、現在の預貯金残高について、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、この基金の問題については、流動資産としての基金の問題として低利であるという面が一面あります。これについては、長期国債への運用、転換をして、少なくとも高利のところへ預けがえをするという考えは持っておられるのかどうか。

以上、ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員ご質問の1番目の1点目、基金残高につきましては、11月末現在で、財政調整基金14億490万3,279円、教育施設建設基金1億5,882万8,387円、都市計画事業資金基金5億3,560万5,665円、ふるさと基金1億3,489万4,435円、減債基金11億8,274万9,048円、公共施設整備基金4億6,847万5,756円、総合庁舎建設基金10万4,394円、土地開発基金3億729万4,166円、地域福祉基金2億9,842万6,917円、中山間ふるさと・水と土保全基金1,049万203円、ごみ処理施設建設基金2億87万8,184円、国民健康保険事業運営基金90万円、介護給付費準備基金1億2,745万782円、下水道事業減債基金1,000万7,000円、根来公園墓地基金928万8,897円となっています。また、運用につきましては、ペイオフ対策として、借入額と元本保証額の範囲内での定期預金及び5年の国債、残りを普通預金で運用しております。

次に、2点目、指定金融機関につきましては、紀陽銀行です。

また、収納代理金融機関としましては、南都銀行岩出支店、紀の里農協、きのく

に信用金庫岩出支店、近畿労働金庫那賀支店、池田泉州銀行和歌山支店、三井住友銀行和歌山支店及びゆうちょ銀行です。

次に、3点目、基金の預け入れ残高につきましては、11月末でございますけども、紀陽銀行38億6,422万836円、紀の里農協1億3,962万3,113円、きのくに信用金庫2億615万2,069円、南都銀行1,000万円、近畿労働金庫1億2,000万円、ゆうちょ銀行1,000万円、国債が額面で5億円でございます。

なお、5年を超える国債につきましては、元本割れや市の財政状況などの面からも現在は考えておりません。

基金の総合計でございますけども、一般会計・特別会計の基金、合わせまして48億5,029万7,113円となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、岩出市の財政の中でも、特に基金の部類についてご答弁をいただきました。ここで長期国債については、5億円運用しているんだということでありませぬ。

ちなみに、大分県の国東市なんですけど、国債を使った基金運用に取り組んだ結果、平成25年度に利回りが1.96%という実績を上げております。これに比例して、岩出市に置きかえると、国東市では129億あるんですけども、2億5,000万円の利息を出していると。約半分以下ですが、少なくとも1億円ぐらいの利ざやが、基金運用によって出てくるんじゃないかと。

ただ、財政調整基金の考えについては、現金がないと、いざというときに困りますから、そういうことに備えて、全て運用するということは難しい面もあると思うんですけど、国債そのものについては、安全性とか流動性の確保というのが困難という理由で、今、ご答弁いただいたと思いますが、国債、国立市では、オーバーパー債権という、現在の株券価格、市場価格が額面金額を上回る債権であっても、債権購入日から満期までの運用期間全体の利息合計が償還差額を上回れば、それは元本割れにならないと。売却損失としても、利回りの高い債権の入れかえで、一括運用する基金の運用収益で償却すればいいという方針で運用されております。

そこで、岩出市において、今、基金残高総合計48億円あるんですけど、その金額全てではありませんが、それをそういうような国債に転換をして、利息、利ざやを上げていくという形で取り組みするお考えがあるのかどうか、これについて質問をさせていただきます。

○井神議長 会計管理者。

○井神会計管理者 尾和議員の再質問にお答えいたします。

基金を国債でもっと運用してはどうかということだと思いますけども、現在のところ、5億円を国債のほうで運用しています。今現在のところ、基金には使用目的等ございますので、流動性も必要な部分もございますので、これ以上のところは、今のところは考えてございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市長ね、これご質問したいと思うんですが、担当者はそう言っておりますが、市長として、この運用のやり方についてのご答弁をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

現在の5億円国債、それで精いっぱいだと思います。というのは、年間通じて、10月ごろから資金不足に陥っております。その中で資金を運営して、3月末にそれを埋めているのが、今の現状であります。どうぞご理解。

○井神議長 これで、尾和議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、附属機関、岩出市にはいろいろ附属機関がありますが、行政は、常に法令を厳守すべきであると。すなわちコンプライアンスに従って運営しなければならないということで、これは大原則であります。市民は法を意識して生活をしていないのであります。大半は法と常識とが一致しているからであります。

しかし、行政の権限の根拠は行政法規であり、法規に書いていないことをやってはいけないのが原則であり、したがって、行政担当者は常に法令を意識する必要があります。さらに、行政の執行は形式的に法に適合すればいいのではなくて、実質的に市民の意思を反映して行わなければならない側面もあります。

これまでも岩出市では法令遵守上の問題が、次のように幾つかありました。例えば、短時間労働者の有給休暇が未支給であったり、職場における安全衛生法違反であったり、こういう問題が発生をして、ほかにも、もちろん存在をしております。市長判断だけで委員会を設置して報酬を払っていた問題、今回は岩出市の附属機関の相当数の委員会等が法令及び条例の根拠もなく設置され、市長が委員に対して条

例の根拠なく報酬を支払ってきているのではないかという点を指摘をしておきたいと思います。

附属機関は岩出市の組織の一部となるものであり、市長の私設応援団ではないわけであり、委員に対する報酬も公金からの支出であり、条例の根拠がなければ支払いは法令違反であります。市民による住民監査請求が行われれば、市長は、当然、相当額の賠償をしなければならない事態も発生することが予測されるのであります。

そこで、以下の質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点であります。現在ある組織において、設置されている附属機関はどのようなのか。2番目に報酬が支給されているものがあるのではないのか。3番目に、法令及び条例に抵触するものはないのか、あるのかについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

附属機関についての1点目と2点目を一括してお答えいたします。

附属機関につきましては、地方自治法で定められており、審査会や審議会等がございます。当市においては、長期総合計画審議会を初め23の附属機関を設置してございます。報酬の支給につきましては、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に基づくものであり、法令や条例に抵触しているものはないと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市の附属機関について、今ご答弁をいただきました。23機関あるんだということでもあります。そこで具体的にお聞きしたいと思うんですが、附属機関の規定については、今、総務部長がご答弁をいただきましたが、地方自治法第138条の4の第3項で「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」ということになっております。いわゆる法律や条例の定めているところに、そういう機関を置くことができるんだということになっているのであります。

また、裁判所の判例でも、この規定でいう附属機関とは、行政機関の要請により、

行政執行のために必要な資料の提供等、行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そういう審査等は、特定の事項について判定ないし結論を導き出すために内容を調べること。諮問とは、特定の事項について意見を述べることを指す、比較的広い範囲の概念であるということ、これは平成14年1月30日、埼玉地方裁判所で判例が出ております。

行政実例においても、さまざまな規定が設けられておりますが、今、23機関ということをおっしゃいましたが、例えば、私が、この前、議会事務局のほうに調査を依頼して、資料をいただいんですが、この中で、職員だけで構成しているものについては、これは該当外ということでもありますので、それと交差するところがあると思うんですが、疑問に思う点をちょっと申し上げますので、それについてお聞きをしたいと思います。

交通指導委員会、それから、暴力団追放推進協議会、公金等取扱調査会、公有財産等調整委員会、それから、ふるさと運動推進委員会、青少年育成委員会、民生委員推薦会、それから、差別事件処理委員会、それから、保健衛生事故調査会、ごみ分別冊子作成委員会、宅地開発等審査会、これらについての見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

尾和議員、例として幾つかの組織をおっしゃっていただきましたけども、附属機関の定義については、先ほど、自治法に基づいたものの解説がありました。要綱等に基づいて設置されているものが、ご指摘の件かと存じます。その件につきましては、専門家であるとか、市の職員以外の外部の市民から参画しているところでありますけども、意見を聴取する組織もありますけども、その意見を合意として意思表示はしていない、こういうふうな組織もございます。

したがって、それぞれの組織については、運営内容等を十分勘案した上での対応ということでございますので、附属機関という定義には該当しないと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の見解と、今、部長の見解と違うんですが、逐条、地方自治法第6次

改訂版の中にこういう文書があります。執行機関の補助職員以外の外部の者の委員あるいは構成委員として加わるときには、それはもはや組織として理解されるべきであり、その設置については、附属機関として地方自治法第138条の4第3項の規定によって条例で定めなければならない。それから、行政実例、平成27年、ことしの1月19日ですが、附属機関たる性格を有するものは、臨時的のいかんを問わず、機関であっても条例によらなければ設置できないという見解があるわけであり、

そうしますと、今ご答弁をいただきましたが、そういうものではないという条例、法令に違反しないんだという見解であります、それについて再度そういう見解に基づいたことに対して、岩出市はどういう認識なのか、これも監査請求してやってくれということなのか、法的に争うということなのか、早急に是正をしていただければ、私も考えるところがあるんですが、その点についてご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

裁判事例等、ご提示、今いただきました。それぞれ組織の運営状況により異なるのかと、このように考えておるわけです。そもそも運営する組織の性格、これは十分見きわめて判断する必要があるのではないかと、このように考えます。

したがって、それぞれの組織の運営内容等十分精査した上で、適切な対応をする必要があると、このように考えております。したがって、調査研究したいと、このように考えます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3項目め、移らせていただきます。

今、地方創生とか、いろいろな形で取り組みが政府のほうでされているんですが、その中の一環として、最近、特に各地方自治体で取り組まれている点が1点ありますので、岩出市においてもご検討していただきたいという点があります。

まず、固定資産税についてであります。

固定資産税というのは、一定の要件を満たすと減額されると。固定資産税というのは、言わずもがなであります、毎年1月1日に土地や家屋といった固定資産を有する人に、市町村が課する税金であります。固定資産税は、賦課課税制度といって、地方公共団体が自動的に税額を計算して、納税通知書を送って徴収をしていく

という制度であります。固定資産税に関して、今まで、いろんな形で新築住宅なり、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等については、一定の減額措置が設けられてきました。

ここで、私は、この固定資産税について質問したいのは、岩出市内で二世帯住宅あるいは三世帯同居の実態について、どうなっているのか、お聞きをしたいと思います。二世帯住宅でも三世帯住宅でも、同一敷地内で住んでおられる場合は、それに該当するというような形で捉えることも可能でありますので、その内訳について、岩出市の実態をお聞きをしたいと思います。

それから、これらのケースに対して、これ、泉南市にあるんですが、泉南市が9月議会で、同居世帯に対して、固定資産税を3年間全額免除をするという制度を導入されました。私は、これらの措置というのは、今、じいちゃん、ばあちゃんとか、孫とか、三世帯同居の少ない家庭が非常に多くなって、核家族化して、先ほどから議論のありました老人の認知症対策も含めて、介護問題も含めて、非常に大切な課題ではないかなと思っております。

そこで、そういう世帯に対して固定資産税を減免していく、全額減免をしていく、3年間ですね。暫定条例であります。そういう制度をこれは国も奨励しているわけであります。そういう状況の中で、岩出市においても、そういう取り組みをすべきではないかというように考えておるんですが、市のご見解をお伺いしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の3点目の質問にお答えいたします。

二世帯及び三世帯同居の実態につきましては、固定資産税においては把握できませんが、平成22年の国勢調査の数値では、総世帯数1万9,529世帯のうち二世帯同居の世帯は8,878世帯、三世帯同居の世帯は1,167世帯となっております。

続いて、減免制度の導入はどうかについてでございますが、県外の一部の市町村では二世帯、三世帯同居の世帯への支援策として、新築住宅に対する減額措置をさらに減額する措置をとっておりますが、岩出市は、現在のところ、導入の予定はございません。

なお、県内9市においても、このような独自の減額措置をとっているところはありません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 固定資産税の二世帯、三世帯住宅に対しての減免制度については考えてないと、非常に冷たい岩出市だなと、そのように考えております。

減額措置というのは、かつて日本の家族は、三世帯同居が普通でした。先ほども言いましたが、親の介護を子供夫婦が担い、いわば家庭内でのセーフティネットの役割を果たしてきたのであります。しかし、その後、核家族化が進行して、家族の構成員が少なくなっており、その流れで高齢者だけの世帯がどんどんふえてきております。さらに、ひとり暮らしの世帯が急激にふえているという側面もあります。誰が介護を担うのか。父母と子供の夫婦の良好な関係は、スープの冷めない距離という言葉で表現をされてきました。

父母の遺縁や孫との暮らしは、今やほとんど存在しないのが現実であります。岩出市においても、この現状を把握していただいて、和歌山県下で岩出市は人口がふえてきているとはいいますが、その人口増加は近隣の市からの流入であって、転入であって、これから10年、20年後を経過していきますと、全国の動向と同様、少子高齢化の中で直面するというのは目に見えております。

豊かに流れる時間、暮らし、潤いの時間を共有できるよう、今からでも私は遅くないと思うんですが。今、総務部長のほうから、二世帯住宅が国勢調査で8,800件余り、それから三世帯住宅で1,167世帯あるんだということでありました。ぜひ、この固定資産税の減免措置を契機に、少なくとも従来の住宅ではなくても、新築住宅に住まわれようとしている方について、そういう制度を導入できないものだろうか、私は強く思うのであります。従来の二世帯、三世帯については、それはそれで置いて、これから新しく岩出市に住居を構えられる二世帯、三世帯住宅に対しての固定資産税の減免を3年間猶予するという制度を利用して、多くの方が岩出市に住んでいただけるような財政的な支援を、経済的な支援をしていくことも、一面大切ではないかなと、そのように考えております。

また、それができないのであれば、例えば、二世帯で新築住宅の場合は2分の1とか、三世帯の住宅の場合は3年間、全額固定資産税の減免をするという制度の創設をぜひ市長初め取り組んでいただきたいと、そのことを質問して、再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

質問の趣旨については、二世帯の新築の件でございましょうか。三世帯ということとで。

○尾和議員 今質問したのは、新築で三世帯、二世帯同居に住むという条件を課して、それを減免をしたらどうかという提案でした。

○佐伯総務部長 二世帯、三世帯ということですが、私どものほうで把握させていただいているのは、新築にということとでございまして、二世帯住宅、三世帯住宅、この新築については、既に減免制度がございまして、平成24年度で3件、二世帯住宅ですが、平成25年では1件、平成26年で1件ということとです。三世帯の住宅については、それぞれなしということとでございまして。

減額する額については、居住部分にかかる固定資産税額の2分の1ということとです。それから、一般住宅については、新たに固定資産が課されることになった年度から3年間の減額措置がございましてということとです。

それから、定義なんですけども、二世帯住宅を新築した場合、ご承知かと思いますが、玄関、台所、トイレなど、それぞれの利用上の構造で、今申し上げた2つ以上の構造物に設置されている新築住宅でございまして、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私のちょっと認識不足で、新築でそういう場合についてはあるんだということなんで、私ちょっと、そのところは調べておりませんでしたので、これは条例に制定していると思うんですが、それはそれとして、できたら現在の二世帯、三世帯についても減免制度を考えないということなんでしようけども、ひとつ検討をお願ひしたいと、そのことを質問しておきます。

○井神議長 答弁はよろしいです。

○尾和議員 答弁はいいです。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開します。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 質問をさせていただきます。

4項目めではありますが、最近、いろんなところで物議を醸している問題ではありますが、男女共同参画の中で、男女同権について質問させていただきたいと思います。

同性愛や性同一性障がいについて、東京都渋谷区で11月、同性カップルを公的にパートナーと認める制度を始めるなど、差別をなくする動きが進んできております。

岩出市の男女共同参画推進条例においても、第1条に、市、市民、事業者が、それぞれの責務を果たすことにより、男女共同参画社会を実現していこうという趣旨の内容の条例ができております。条例の推進に当たっては、市は男女共同参画推進に関する施策を作成して、実施しなければならないと、そういう理念のもとに現在あると思うんですが、そこにおいて、男女共同参画の担当者では、庁内各部局に対して、条例の趣旨、理念、常々どのように普及啓発してきているのか、市の具体的な取り組みをまずお聞きをしたいと思います。

それから、次に、市が持つ全ての公文書に関して、問題についてではありますが、継承してほしいという面を含めて、今回は実印の印鑑証明書の性別表示に関して、これについて必要ではないのではないかという、各地方の自治体で取り組みがされております。岩出市においても、この実印の印鑑証明書、性別表記の欄については削除していくべきではないかと、そのように考えるものでありますが、市の答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 本市におきましては、男女共同参画社会基本法に基づきまして、岩出市男女共同参画プランを策定し、男女が性別にかかわらず、個人として尊重し合うとともに、お互いが自立し、あらゆる分野で対等のパートナーシップを発揮できるまちの実現を目指し、具体的には、市民の皆様方に親しんでいただける講座の開催や子育て支援、あらゆる暴力の根絶などの取り組みを進めるとともに、市民との協働といたしまして、ボランティアの方々を募集いたしまして、街頭啓発や啓発リーフレット等の作成・配布等、地域に密着した啓発活動を行っているところでございます。引き続き、啓発を中心とした活動に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、男女同権についての2点目、実印の印鑑証

明書に男女の表示は必要かについて、お答えいたします。

印鑑登録証明書は、岩出市印鑑条例第13条の規定により、印鑑票に登録されている印影の写し、氏名、生年月日、男女の別、住所などを記載するものとしております。印鑑登録証明書は、本人確認を要する業種、また、契約に絡むことも多く、名前だけで男女の区別ができない方もおられ、性別記載という合理的な区別をなくしてしまうと困る方も存在するおそれがあり、男女の表示をなくすなど見直す考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、男女同権に絡んで、実印の印鑑証明書、男女の区別は必要でないんじゃないかという質問をさせていただきましたが、男女の区別は必要であるということでありました。セクシャルマイノリティーの人権施策については、性同一性障がいや同性愛の方々の存在や当事者の生きづらさについての理解を深めて、差別意識をなくして、人権意識や合理的配慮を培養するよう取り組みを行っていているのが実態であります。

ことし、電通のダイバーシティ・ラボが行った7万人対象の調査では、体と性が一致して恋愛対象が異性である人の比率は7.6%という結果を報告されております。クラスに2人や3人は性自認や性的思考に何らかの悩みを抱えているといってもおかしくないということでありました。

岡山大学病院の中塚教授によると、患者を対象に行った調査では、対象者全体の59%が自殺を考え、29%が実際に自殺未遂や自傷行為を行っていたということでありました。28%が不登校の経験があるという結果も出されております。我々は、一概に男女同権について語る場合に、その人の立場に立って物事を考えていくということが大切であろうと思うのであります。

男女共同参画社会の中で、今、啓発に重点を置いておりますが、具体的には、市の幹部職員を女性の課長級を何%にこなさいとか、国自体が、そういう各企業や自治体での女性の比率あるいは審議会での女性の比率をふやしなさいという方針であります。現実的には、それが実現していないのが実態であります。

私が今回質問している事項について申しますと、この人間社会において、多様性を認め合う、少数差を尊重できる社会、この社会をいかに作り出していくかという1つの取り組みとして、岩出市の各公文書において男女の個別の必要のない箇所については削除していく、訂正をしていくということも1つの取り組みであろうと、

私は考えております。

これは高松市議会の市民生活局長が14日の市議会の一般質問の答弁で、印鑑の正当性を保証するのに必ずしも必要とは考えていないと。削除に向けて検討を進めたいという答弁をされております。

岩出市においても、この印鑑登録証明書は、本人みずから持つものであって、男女の表示については必要ないというふうに私は思っておりますので、これについて再度検討していただいて、それ以外の男女の表示についても、必要のないところについては削除していくと。公文書において削除していくという取り組みをぜひしていただきたいと、かように考えているんですが、市の答弁を再度求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の印鑑証明書の件でございます。

先ほども答弁させていただきましたように、男女別の表示をなくす考えはございません。

この条例についてでございますけど、総務省から印鑑の登録及び証明に関する事務の通達がございます。そこで印鑑登録証明書事務処理要領に基づきやっております、それに準拠したものとなっております。したがって、先ほど申し上げたように、やはり名前だけで男女の区別ができない方もおられるということもございますので、現在のところ、考えはございません。

それから、あと、公文書全般についての男女別の見直しの件でございます。これについても、先ほど申し上げたように、やはり書類の提出部署によって、その名前だけで判断できない男女別の区別が必要なことも考えられますので、見直す考えはございませんが、他市の動向も十分注視してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、男女同権に対する市の見解と全然違うんですが、認識の違いかな。カミングアウトされている立場に立って物事を見る、そういう姿勢ではないかと、そのように思っております。

つけ加えて言いますと、高松市では、2005年ごろから多くの書類から性別欄を削除してきておるんですね、実際でも。必要などころについては、それは必要でしょ

うけども、必要でないところについては、これはなくしていこうという基本姿勢がうかがえて、今回の高松市における局長の答弁につながっているのかなと思うんですが、同性愛者に対する、最後になります、市の見解をちょっとお聞きをしたいんですが、他の市町議会においても物議を醸しておりますが、市長については、この見解についてどのようなご所見なのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 東京の渋谷区とか世田谷区で同性のパートナーシップ証明書、発行されてございます。これにつきましては、ダイバーシティということで配慮したという点では、今まで悩んでこられた方々には明るい一報というふうに思われます。

ただ、この証明書は婚姻届を提出した夫婦間に与えられる権利を同じように与えられるものではありません。民間のほうでは、携帯電話の会社の家族サービスとか、生命保険による取り扱い、変化があったと報道されておりますけども、ほかの部分においては、婚姻関係と同等の権利を得るものではありません。憲法の第24条では、同性間の婚姻が認められていないということから、権利行使が不可能なことがございます。

1自治体の条例によります証明書や適用範囲、また離別による場合など、証明書の拘束力や民間の活用範囲についても、まだ不明な部分が残っていることから、この点について、岩出市において直ちに適用することは考えておりませんが、マイノリティということの問題につきましては、現在も男女共同参画分野においても課題化されてきてございますので、平成28年度におきまして、男女共同参画プランの見直しを行います。その中で検討してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5項目めの質問をさせていただきます。

この5番目の質問についてですが、労働安全衛生に関してであります。今回、労働安全衛生法の改正に伴って、改正案におけるメンタルヘルス対策強化の大きなポイントが3点出されました。

第1点は、50名以上の事業所について全従業員のストレスチェックの実施、それから2番目に、高ストレス状態かつ申し出を行った従業員への医師の面接、それから医師面接後、医師の意見を聞いた上で、必要に応じた就業上の措置、なお行政と

しての報告として、会社はストレスチェックや面接指導の実施状況として、以下の4点を1年に1回、労働基準監督署に報告しなければならないというようにうたわれております。

まず第1点は、ストレスチェックの実施時期、それからストレスチェックの対象人員、ストレスチェックの受検人員、面接指導の実施人数、職場において最も重要なのは、楽しく仕事ができる環境であります。もちろん風通しのよい職場、ストレスのないことが求められるのは当然でありますし、それによって市民サービスに寄与できるものと私は考えております。

岩出市役所内の職員の皆さんに対して、實際上、どういう施策をとっていくのか、今後、市としての取り組みが問われるわけではありますが、そこの中で安全であるそのためにも、産業医の活用というのは非常に大切であります。産業医の実態、活動内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、このストレスチェックの実施について、どのような方向で実施をしていこうとしているのか、この点についてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 労働安全についての1点目にお答えいたします。

産業医の職務につきましては、平成27年9月議会の質疑でもご答弁させていただきましたが、職場巡視、職員健康診断結果に基づく健康相談・保健指導、岩出市衛生委員会の委員として衛生委員会に出席をいただき、意見及び助言をいただいております。

2点目につきましては、労働安全衛生法が改正され、ことし12月から毎年1回、検査を実施することが義務づけられたことから、現在、準備を進めているところでございます。予定といたしましては、平成28年7月の職員健康診断と同時期にストレスチェックを行い、その後、結果に基づく面接を計画してございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは市役所職員、自治労の資料等を見ますと、日本、今、この制度がなぜ導入されたかということなんですが、日本は自殺者が非常に多い国と言われております。依然として、2014年には2万5,000人を超える人が自殺をして亡くなっております。このうち企業などで約3割がそれに該当する、いわゆる7,500人の方がみずから命を落としております。これは地方自治体を含めて、全ての自殺者数であ

りますので、これに隠れて、なお影響あるのは、これの3倍余りが自殺ではないかと。7万人から8万人が自殺をしているというのが実態であります。

警察庁の統計等を見ると、実際に自殺をした数字は2万5,000人余りということですが、それに加えて、そういう実態にあるということを深刻に受けとめて、この取り組みがされるということでもあります。

岩出市においては、来年の7月に実施をされるということですが、その中で、まず第1点、注意しておかなければならないのは、チェックをした後、医師に事務担当者が直接それを公開しないでくれということになれば、産業医どまりであるということのをこれは肝に銘じてほしいと思うんですが、チェックをした後、異常が出てきたということになりますと、直ですね、仕事上にも影響が出てくるということもありますので、その点については十分注意が必要であると、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、産業医の活用についてですが、私が情報公開条例に基づいて請求した資料によりますと、産業医は、毎月1回、少なくとも1回、職場を巡視しなければならないということになっておるんですが、毎月実施をしているのかと疑わざるを得ないことがあります。

また、安全衛生法第11条では、衛生管理者は、少なくとも毎週1回、作業等を巡回して設備作業方法、また衛生状態に有害なおそれがあるときに、直ちに労働者の健康障がい防止のために必要な措置を講じなければならないと。また、その権限を与えなさいということがあるんですが、実際、衛生管理者がこの業務をしているのかどうか、2番目にお聞きをしたいと思います。

それから、安全衛生法の中で、産業医と歯科医師の問題もあるんですが、歯科医、いわゆる歯医者さんですね、これについての実態を実際やっているのかどうか、安全衛生法第14条の4項で、歯科医師についての規定もあるんですが、これをやっているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目についてでございます。ストレスチェックの結果の公表ということでございます。ストレスチェックシートをしていただいて、その結果の判定については、和歌山県民総合健診センターで行う予定としております。結果通知については、本人及び人事担当者に送付されることとなっております。

それから、2点目でございますけども、産業医の活動についてでございます。

27年度の産業医の活動状況を申し上げますと、平成27年5月27日に衛生委員会を開催し、熱中症対策等についての審議をいたしました。それから、27年7月23日に同委員会を開催し、ストレスチェックについて、産業医から詳細の説明を受けて勉強会を開きました。それから、同年10月の8日に職員の健康診断の結果に基づく個別診断を実施いたしました。同年10月22日、同じく2日目の個別診断を実施いたしました。それから、11月5日、これも同じく個別診断を実施した。計3回に分けて個別診断を実施したところであります。それから、今後の予定としては、28年の1月に衛生委員会を開く予定としております。

それから、議員おっしゃったように、歯科健診でございますが、これは実施しておりません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長が答弁されましたが、ストレスチェックを実施した後については、事務担当者に通知をするということですが、ここでは実施をして、労働者にその結果を通知しますと。ここまでは普通の健診の流れと同様ですが、安全衛生法の健診の場合は、医師から事業者へ健診の結果がそのまま行くのですが、ストレスチェックの場合は、直接行ってはいけなくて、同意がないと事業者へ通知できないという流れになっていることはご存じやと思うんですね。こういう点から、今のご答弁については問題がありますので、訂正をしていただきたいと思います。

それから、産業医の件ですが、今答弁されたのは、安全衛生委員会に出ていますよということだけであって、職場を巡視しなさいということをも月1回決めているわけですね。それをやっているのかどうかということを確認をしたわけですが、それについてはご答弁がなかったので、巡視をしてないんだなと私はそのように理解しているんですが、その点について再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、歯科医師の問題については、今やってないということですが、これについては、今後どうされるのか、これについて再度ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目のストレスチェックシートの件でございます。集団分析をするため

に職場に送付されると、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから、2点目の職場巡視についてでございますけれども、職場巡視は毎月実施しております。その中で改善を要する箇所がありましたら、その部分は速やかに改修をしてございます。

それから、歯科の関係については、今後、衛生委員会のほうで検討してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

○尾和議員 それでは、6番目の質問をさせていただきます。

岩出市において、全て地籍の国勢調査が完了したということはこの議会でも報告がありました。過去にも、岩出市所有の財産について明確にすべきであると、私は申し上げてきております。当然、嘱託登記において、民間と公共用地の境界も明示されていると私は理解をしております。しかし、一部、不明確な場所があるのではないかということで、市民の中からご指摘がありましたので、それについて質問をさせていただきます。

まず第1点は、市の見解をお聞きをしたいと思うんですが、地籍において明確にされてきているのかどうか。

それから2点目は、岩出市内で無番地の箇所があるのではないか。

それから3番目ですが、隣接市、いわゆる和歌山市と紀の川市の境界について、不明確な点が存在をしないかということでもあります。これについては、国の告示行為と異なる地番の移動があるのではないかというご指摘なんですけれども、岩出市のご見解をまずお聞きをしたいと思ひます。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 地籍調査事業は、平成26年度で調査対象地域全域の調査が完了しています。

議員ご質問の隣接市との境界に接する土地についても全て調査を行っており、土地の権利者等の立ち会いのもと、土地の全ての境界を明確にしています。

また、無番地の箇所はあるのかどうかについても、無番地はありません。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の6番目の隣接市との境界についての3点目、曖昧

な市境及び告示行為と異なる番地移動があるのではないのかについて、お答えいたします。

曖昧な市境ということですが、船戸山周辺において和歌山市との境界は、地籍調査の成果により法務局に登録されておりますので、確定済みでございます。

また、昭和31年の町村の廃置分合につきましては、告示どおりでございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。無番地もなければ、岩出市の地籍については、全て明確であるという答弁でありました。そこでお聞きをしたいのは、昭和31年9月30日の町村合併で行政界が確定をしております。この当時、和歌山県知事の小野真次、内閣総理大臣・鳩山一郎、告示の字東山1108から字岩ノ谷1116番に岩出町を置くということで、この大字で上三毛の部分で、現在不明ではないのかということであります。

その後、昭和31年9月30日告示以降、変更の届け出は岩出市はしてきたのか、これについて再度、お聞きをしたいと思います。

この問題については、岩出市と和歌山市との境界で、字北原1110から1110のうち2号、1110の3から1110の6、1110のうち3から1110のうちの7番目、それから1111、1112、1114、第2、1114のうち1号、1115号、この岩出町大字上三毛の番地が、すこっと船戸の山のところに移動しているというように聞いております。従来あったところが、現在、無番地となっているということのご指摘なんですけども、そういうこともないということでしょうか、再度ご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、土地の移動なんですけど、土地の移動はもちろんできないために移動しておりませんし、そのような調査を行っておりません。

それと地籍調査におきましては、法務局に備えつけの登記簿謄本に基づき、関係者の立ち会いのもと行っておりますので、適正であると考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 地籍は移動できない、これは当然なことなんですけども、法務局の総務課長補佐の話によると、昭和31年、岩出町が4カ村協議で、第12項によると、合併

後の大字はそのまま移管して、しかし、小倉村大字上三毛、字船戸については、岩出町大字船戸とすると。よって、岩出町に属する小字は字北原であり、それ以外においても岩出町上三毛、字岩ノ谷、字長谷、字ワヤとすべきであるというご意見があるんですが、これについてもそういうことはないというように理解してよろしいでしょうか。

○井神議長 再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 ご質問のとおり、問題があるとの問い合わせがございました。それで、その関係者と法務局、市職員の3者で話し合いを行い、問題があると思われる地番を具体的に示していただき、調査当時の記録を調べたところ、地籍調査に問題がなく、その旨を回答させていただいています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、もうしばらくご辛抱いただきたいと思います。

まず、最後の問題について質問をさせていただきます。

堀口プール（市民プール）で事故が発生して、9月議会においても質問をしました。

まず第1点は、9月16日以降について経過はどうなっているのか。

それから、2点目は、問題点や課題について、今後の対策を含め、現在、調査検討中であると答弁をいただきました。その後、3カ月が経過をしております。どのように集約されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3点目は、第三者委員会の設置については、考えてないということでしたが、その考えについては変わらないのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の7番目、市民プールでの事故について、一括してお答えいたします。

まず、9月16日以降の経過につきましては、ご家族の方々と話し合いをしてございます。話し合いでは、今回の事故における市側の問題点や瑕疵等も踏まえ、話し合いで解決すべく、ご遺族の気持ちに寄り添い、できるだけ誠意ある対応をしてい

くことを基本に、継続して、ご遺族と現在協議しているところであります。

次に、問題点や課題につきましては、この事故が起こった直接的な原因として、市側の瑕疵は、監視員は、本児が母親から離れ、大プールのほうに移動しているところや大プールに入った瞬間を見ていなかったということでございます。こういった反省点を踏まえ、これらを安全管理マニュアルに反映するとともに、マニュアルに記載した事故については、確実に実行していくこととしてございます。

なお、ご質問の第三者委員会につきましては、9月にお答えしたとおり、設置する考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5歳の男児の子供さんが亡くなられるという重大な事故についてであります。1人の命というのは、地球よりも重いと言われるぐらい大切な命であります。我々は、このような状況の中で、岩出市が、今後どうしていくのかということが求められると思うんですが、具体的に、今後どうしていくのか、ここら辺について、現在まとめられている点があれば、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

現在まとめられている点についてということでありまして、中心的な課題、これは先ほども言いましたように、監視員が見ていなかった等、先ほどお答えしたとおりでありますけれども、その他の課題とか問題点につきましては、新しい安全管理マニュアルにおいて、再発防止のために、そこに反映させて改善を図っていくことにしております。

これにつきましては、より安全性を高めるため、また客観性を高めるために、現在、市役所内において、各部局で検討をしていただいております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この事故そのものについてもそうなんですが、私は、日常的に冷やり災害、我々が民間で働いているときには冷やり災害、小さな災害あっても大きな事故につながるんだということで、常に冷やり災害を職場で上げていくと。それを一つ一つ潰していくということを繰り返し繰り返し、毎日のようにやってきた記憶があ

ります。ちょっとしたことが、重大災害を生むということで、取り返しのつかないことにつながるということを、私は肝に銘じていただきたいと思います。今、ご答弁をいただきましたが、市に瑕疵があるのかどうか、これについては明確ではありませんでした。市の瑕疵、当初、市には、新聞報道によりますと、問題はなかったということではありますが、市の瑕疵についても、今回は認識をされているということで理解していいのか、お聞きをしておきたいと思えます。

「・・・（通告外の発言）・・・」

○井神議長 この市民プールの事故とは関係ありませんから、それは次の機会にお願いいたします。

○尾和議員 それでは、こういう実態の中で、岩出市として、議長は私の発言をとめますが、認識を新たにさせていただいて、こういうことが起きない、責任を十分に理解していただきたいと思います。

もう1点は、市長の行政報告で、この件について一言も触れないということは、私は責任逃れじゃないかと思うんですが、教育長と市長のご見解をお聞きをしたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 今回の事故につきましては、忘れてはならない教訓として、再発防止に努めることが教育委員会の重大な責務として考え、現在、対策を進めているところでございます。

○井神議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えします。

本来なら吉本議員に先にお答えするところでございましたが、今回になりましたので、ひとつご容赦をお願いいたします。

今回の事故は、市の施設で起こった死亡事故であること、及び本児が本市保育所の園児であるということを重く受けとめており、亡くなられた男児のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さんには心からお悔やみを申し上げます。

ご家族の気持ちに寄り添い、誠意を持って話し合いで解決するよう、教育委員会に対し指示をしているところであります。

また、平成28年度の市民プールの運営につきましては、教育委員会全体でも厳し

い場合には、全庁体制で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長　異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、11月30日に招集され、議員皆様方には、本日までの17日間にわたる日程にもかかわらず、提案されました条例の制定及び一部改正案のほか補正予算案等重要案件について、慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましてもご理解とご協力を賜りまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、年内も10日余りを残すところになりましたが、議員の皆様方並びに理事者各位におかれましては、年末年始、何かとご多用と存じますが、特に、健康に留意され、ますますご活躍くださいますよう、そして、平成28年が輝かしい年でありますよう、心から祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、平成27年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時45分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成27年12月16日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 増田 浩二

署名議員 尾和 弘一